

平成22年第2回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成22年6月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	市	村	博	之	君
副議長	17	番	町	田	征	久	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	飯	田	正	憲	君
	3	番	石	田	安	夫	君
	4	番	姥	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	藤	枝		浩	君
	7	番	鈴	木	裕	士	君
	8	番	鈴	木	貞	夫	君
	9	番	西	山		猛	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海 ^老	澤		勝	君
	13	番	萩	原	瑞	子	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	野	原	義	昭	君
	20	番	杉	山	一	秀	君
	21	番	柴	沼		広	君
	22	番	小 ^園	江	一	三	君
	23	番	須	藤	勝	雄	君
	24	番	石	崎	勝	三	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海 ^老	澤	勝	男	君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	渡邊千明君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	打越正男君
福祉部長	藤枝政弘君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	杉山豊君
会計管理者	横田文夫君
笠間支所長	藤枝勉君
岩間支所長	持丸正美君

出席議会事務局職員

事務局次長	前嶋晃司
次長補佐	内桶秀男
主査	高野一
主幹	川野輪良子
事務補	篠崎三枝子

議事日程第3号

平成22年6月11日(金曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

議長（市村博之君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（市村博之君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりです。これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（市村博之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、10番石松俊雄君、11番畑岡 進君を指名いたします。

一般質問

議長（市村博之君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、5番野口 圓君の発言を許可いたします。

5番（野口 圓君） 5番野口 圓でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに読書運動と図書館の運営についてということでございます。

昨今のインターネットや携帯電話のゲームの普及には驚くばかりでありますけれども、さて子どもたちへの影響はどうかと、非常に心配しております。子どもたちにマイナスの影響があることは、日本小児学会からも報告をされております。子どもたちは、常に次から次と押し寄せてくるメディアの大波に余りにも無防備であります。今、子どもたちは再び危機に立たされていると言ってもよいと思います。

そこで、このような環境の中、自治体として子どもの希望をはぐくむためにどのような

政策を立案していくかということが、私たちの任務になってまいります。

私は、今、二つのことが必要と考えております。一つは読書運動の推進であり、もう一つはメディアリテラシー教育であります。これらは、二つでワンセットの政策として大きな意味があると考えております。

まず、読書運動の推進ですが、笠間市は、2003年8月からブックスタート事業を始めました。新生児に絵本を2冊贈り、母親とともに赤ちゃんへ愛情と心の栄養を届ける事業を展開しております。スタートして7年、ほぼ8年ですが、今はそのときの赤ちゃんが小学校2年生ぐらいになっているかと思えます。ブックスタートがスタートして、子どもたちの読書習慣はどのように変化していったのでしょうか。アンケートや追跡調査をされていれば、その結果を教えてくださいたいと思えます。

山梨県では、平成21年度からブックスタートの次の段階として、セカンドブック事業を始めしております。これは、小学校入学時に新入生に対して良書を一冊プレゼントするものです。笠間市も、ちょうどセカンドブックを始めてもよいころ合いだと思えます。また、サードブックとして、中学校入学時に良書を贈呈する施策も海外では行われております。これらセカンドブック、サードブックに対する笠間市のお考えを伺いたい。また、笠間市の子どもたちの読書活動の実態をどのようにとらえておられるか伺いたい。

次に、メディアリテラシー教育ですが、メディアリテラシーとは、聞きなれない言葉なんです。情報メディアを評価し、識別する能力のことで、その教育というのは、はんらんする情報の中から真偽を見抜く力、必要、不必要を見抜く力をつけさせるための教育であります。

現在、小中学校では、パソコンを使い、インターネットを使った授業がふえております。インターネットやブログへの書き込みが、子どもたちにとって既に日常的になっております。そこで起こる犯罪やいじめなども、このごろ耳にすることが多いのが実情であります。ますますメディアリテラシー教育の取り組みの必要性が高まっていると思われそうですが、教育の現場ではどのように取り組んでおられるのか。また、今後取り組みをお考えかどうかお伺いしたい。

次に、がん検診無料クーポンの件でございます。

これはさきの3月議会でも取り上げました。その後、がん検診の受診率はどのように変化していったのでしょうか、お伺いしたい。そのとき3月議会で、今後受診率50%を目指すというふうな保健部長のお話がありましたが、どのように広報活動を行い、啓発に努めていくのか、お伺いしたいです。

あわせて、子宮頸がんワクチンの助成については、現在のところ東京都と山梨県が行っております。また、栃木や埼玉、千葉の数市町村での取り組みが行われております。茨城県では大子町と潮来町が助成を行っております。3月議会での市長の答弁は、いまだ認知度が低いので時期尚早とのことでしたが、最近ではテレビでも取り上げられ、若

いお母さん方から、笠間市はいつから助成が始まるのですか、どこで受けられるのですかと聞かれることがふえました。その後市長の見解に変化はありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

このがんは、ワクチンと細胞診断の生理的な検査でほぼ100%防げるという珍しいがんであります。また、市内で子宮頸がんワクチンの接種ができる医療機関はどこか、お伺いしたい。

以上、第1回目の質問であります。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 5番野口 圓議員のご質問にお答えいたします。

笠間市では、平成20年3月に策定されました子ども読書活動推進計画のもと、読書推進活動に当たっているところでございます。

1番目のご質問の子どもたちの読書運動の実施についてでございますが、子どもたちが読書をする場としては、学校、家庭、図書館といった場があります。学校では、日課表に読書の時間を位置づけている学校が小中学校全部で21校、すべてで位置づけて実施しております。また、PTAやボランティアの方による読み聞かせ活動も14校で取り組んでおまして、子どもたちの読書への関心を高める取り組みとなっております。

さらに、県の教育委員会事業を受けて、みんなにすすめたい一冊の本事業に取り組み、小学校は4年生以上で年間50冊以上、中学校では年間30冊以上などの基準を設け、表彰する取り組みが展開されているところでございます。

昨年度は、市内の小中学校4年生以上で50冊以上の読書で表彰された児童が1,074名、中学校で30冊以上の読書で表彰された生徒は103名と、読書推進の成果があらわれた数字となっております。

また、市立図書館でも、幼児、小学生を対象とした読み聞かせ事業を実施しております。昨年度三つの図書館の合計実施回数は148回、参加人数は合計で2,363名となっております。このほかに、市立図書館では乳幼児対象の「おはなし会」、読書感想画をかくなど夏休みのイベント、さらに秋の読書週間を利用した子ども読書フェスティバルの開催などを通して多くの参加者を得るなど、子どもたちの読書への関心を高め、その推進を図っているところでございます。このような取り組みが、本市の児童生徒の読む力を育て、学ぶ力の基礎を形づくるものと考えております。

先ほどのブックスタートでございますが、これは3・4カ月児の乳幼児の相談のときに来られた赤ちゃんとお母さんを対象に、メッセージを伝えながら絵本等をブックスタートバッグに入れて手渡し、心触れ合うひとときを持つきっかけをつくることを目的とした活動でございます。

本市では、笠間、友部、岩間の各保健センターにおいて、3・4歳児相談日に各保健セ

ンター、市内3図書館の職員及びブックスタートボランティアが協力して取り組んでおります。

直近の平成20年度、21年度2年間で、ブックスタートバッグを配布した人数を比較して見ますと、20年度では3館合計で421名、21年度は558名となっており、137名、32%の増加となっております。

なお、3・4カ月乳幼児相談日に来られない方につきましては、図書館の窓口でお渡ししております。

現在、このブックスタートの趣旨を市民の皆様さらに広く周知するために、「広報かさま」や図書館のホームページでPRに努めておりますが、それだけではなく、医療機関でのポスターの掲示やチラシの配布等も検討中でございます。

先ほどのご質問の中で、ブックスタートでどのくらい本が読まれるようになったかということについての統計はございません。ただ、先ほど申しましたように、各学校では読書活動を通して読書を楽しむ、それから読書を好きになる子どもたちがふえていることは事実でございます。

セカンド、サードと、就学前、学校へ入ってから、中学校になってからと今後贈呈してはというご意見でございますが、費用もかかることですが、できれば私どもの考えとしては、そういうお子さんには図書館に来ていただく、要するに3館のシステムが統合されたときには、例えば入学時に図書カードを贈呈するとか、そんなふうな形で図書館の児童書の蔵書の充実を図りながらそういう形で考えていけたらと思っております。

それから、メディアリテラシー問題ですが、学校での授業の中では、リテラシーの授業をどこでも小学校から取り組んでおります。また、先ほどの裏サイトというようなものは携帯電話からも多いものですから、昨年度PTAの連絡協議会と校長会と私どもでそういうことを研修会を行って、その結果チラシにして各家庭に配布したところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

保健衛生部長（菅井 信君） 5番野口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、がん検診無料クーポン事業及び受診率50%を目指した取り組みについてお答えいたします。

初めに、笠間市の子宮がん検診者の推移でございますけれども、平成18年が1,581人、19年が1,682人、20年が1,795人であります。これに対しまして、がん検診無料クーポン事業を行いました昨年21年につきましては、2,433人と大幅に伸びております。同様に、乳がん検診につきましても、平成20年が1,705人でありましたが、21年については2,509と、これも大幅に伸びてございます。

ご質問の検診率でございますけれども、20年度の子宮がん検診率につきましては9.6%、

乳がん検診率は11.4%でありましたが、21年の子宮がん検診率につきましては13.1%、乳がん検診率が16.8%、やはり検診率を見ましても向上しております。

なお、水戸保健所管内市町の平均受診率につきましては、子宮がんが10.8%、乳がん検診が9.4%となっております。

また、笠間市のがん検診無料クーポン事業だけを見ますと、子宮がん検診については18%、乳がん検診が19.7%ということであり、全体の子宮、乳がん検診は非常に高目であり、効果があったものと考えております。

このため、今年度につきましても、昨年度と同様に子宮がん検診者の20歳から40歳までの5歳刻みの2,412名、乳がん検診者の40歳から60歳までの5歳刻みの2,833名を対象といたしまして、昨日6月10日にクーポン券及び検診手帳の発送を行ったところでございます。

しかし、国のがん対策推進計画及び茨城県総合がん対策推進計画における受診率の目標につきましては、議員ご指摘のとおり50%となっております。笠間市の受診率と比較すると、大きな開きがあるのも現状でございます。

これらを踏まえまして、笠間市としては、今後ともがん検診無料クーポン事業を継続して実施していくとともに、保健カレンダー、広報紙による周知、健康ホットラインでの情報掲載、健康教室など各種事業等の機会を活用して、さらに検診の必要性について啓発を図り、がん検診全体の受診率向上を目指し、がんの早期発見、がん予防対策等に努めてまいりたいと考えております。

次に、子宮頸がんワクチンの予防接種できる市内医療機関はどこかというご質問にお答えいたします。

現在、子宮頸がんワクチンの予防接種を実施している医療機関につきましては、笠間市立病院、石本病院、根本産婦人科医院、にしぼり整形外科、山本内科小児科医院の5カ所の医療機関でございます。

また、今後の接種希望者の状況によりましては、このほかに9カ所の医療機関が実施を予定しているというふうに聞いてございます。

次に、子宮頸がんワクチンの公費助成についてでございますが、最初に、子宮頸がんワクチンそのものについての周知と申しますが、正しい認識を得るといっても含めて、ちょっと簡単に述べさせていただきたいと思っております。

子宮頸がんにつきましては、その原因がほぼ解明されており、ヒトパピローマウイルス、HPVと申しますけれども、それが原因であるとされております。このウイルスについては、人に感染するどこにでもいるありふれたウイルスであり、普通の女性であれば、一生のうちに約80%が感染されると言われております。しかし、このウイルスに感染したとしても、ほとんどの方は罹患することはありません。10万人に10人程度が、このウイルスを原因として子宮頸がんを罹患してしまいます。また、罹患したとしても、早期に発見

されれば、ほとんどの人が子宮摘出や死亡するということには至りません。そういう意味では、検診をすることが非常に重要なことになってございます。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、このウイルスに感染する前に、感染そのものが起きないように、発生しないようにすることを目的にしたワクチンとしてつくられたものであります。

しかし、このウイルスにつきましては、複数の種類がありまして、現在のワクチンで対応できるものは約70%弱と言われております。残り30%につきましては、ワクチン接種をしても感染はしてしまうと。したがって、ワクチン接種をしたとしても、子宮がん検診を行うことは必要であり、正しい知識の啓発がますます重要になってくると言われております。

そこで、笠間市の考え方でございますけれども、現在、国の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会におきまして、予防接種法の対象となる疾病、ワクチンのあり方というのが協議されているようでございます。具体的には、予防接種法の対象となっていないHibワクチン、肺炎球菌ワクチン、水痘ワクチン、それから現在議員がご質問の子宮頸がんワクチン、これらについて、これらをどう評価し、どういう位置づけが可能かということについて協議がなされております。そして、2年以内の法案提出を目指しているというふうに聞いてございます。

また、茨城県が6月1日付で調査いたしました県内市町村の取り組み状況を見ますと、年内に費用助成開始予定が4市町村、平成23年度予算に要求予定が3市町村であり、15市町村が検討中、11市町村が未検討、8市町村が国等の対応待ちという状況になってございます。

笠間市といたしましては、国、県の動向を見ながら、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

5番（野口 圓君） 読書運動のことなんですけれども、読書習慣を身につけるのはなかなか難しい面もありますけれども、さまざまな工夫をして強いて進めなければ、今のこのテレビ、ゲーム、パソコンなどに押し流されてしまうと思います。

今、結城市では、学校の先生と生徒、図書館の司書の方々が連携をとって、非常に多彩な読書活動をしております。幼児、小学校の低学年、中学年、高学年、そして中学生、それぞれに対して細かくメニューをさまざまに用意し、どうすれば読書活動が活発になるか、どうすれば読書が子どもたちの生活の中で定着するかという試みをたくさん催しております。非常に参考になると思います。

そこで、笠間市の小中学校での読書活動の取り組みを、具体的にどのようなものがあるかということをお聞かせいただきたい。先ほど教育長のお話では、県のレベルというんですかね。学校での読書時間つくったり、年間に50冊、30冊を読み終えた方には表彰すると

いう形の県に沿った施策を行われていますけれども、笠間市独自のそういったものはないのかということですね。

もう一つは、笠間市の三つ図書館がございまして、貸し出し量が非常に高く、市民の皆様が喜ばれているということなんですが、その三つの図書館を統括する部署というのがあるのかどうか。そして、それがどのように運営されているのかということをお伺いしたい。小中学校と図書館の連携はどのようにしておられるか、あわせてお伺いしたい。

また、図書館に配置されている市の職員の方々の人材育成、研修、司書の資格の獲得など、どのように行われているのかお伺いしたい。

子宮頸がんのがん予防ワクチンの件ですが、大体予想どおりのご回答でございます。今国会で、公明党が子宮頸がん予防法を5月31日、ついこの間提出いたしました。正式名称は、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案でございます。内容は、子宮頸がんの予防措置を推進するため、予防ワクチンの効果の高い特定年齢に一斉接種を行い、その費用を全額国庫補助とする。2点目は、細胞診とヒトパピローマウイルス検査を併用した子宮頸がん予防診断を実施し、市町村で行うもので特に必要な検診、30歳から65歳までの5歳刻みを想定している検診については全額国庫補助を行うなどを柱にした法案でございます。

公明党は、子宮頸がんについて、この予防ワクチンの早期承認、また検診無料クーポンなどを先駆的に取り組んでまいりました。今は、民主党も、自民党も、共産党さえも予防ワクチンの公費助成への取り組みを始めております。国の出方を待っているという形になりますと、国が先に決めて、各党が取り組みをされていることから考えますと、今国会で法案が成立して国の制度として実現するのではないかと考えられます。市長の英断を求めるところでございます。

以上、2回目の質問を終わります。

議長（市村博之君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 野口議員の再度のご質問にお答えします。

お答えの前に、訂正させていただきます。先ほど私の方でお話しましたブックスタートが「3・4歳児」と私言ってしまったようです。「3・4カ月」の赤ちゃんということですね。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

学校での取り組み、本市での子どもの読書活動への取り組みということでございますが、先ほど申しました朝の読書、それからお昼の読書をするということで、それは学校や教育委員会の方で呼びかけでやっているところです。それはすべての学校、21校すべてで実施しております。また、学校によりましては、PTAやボランティアの方をお呼びして読み聞かせを独自に、14校でそういう活動をしております。

県の事業といいますのは、みんなにすすめたい一冊の本という、子どもたちがこういう

本を読んだらいいよというものを冊子にして、それを小学校版、中学校版としてすべての子どもたちに配布して、県はそういう活動をしています。ですから、そういう冊子を渡されて、それを読む時間をどういうふうにとっていくか、どんなふう to それを読ませていくかというのは、各学校や市の教育委員会の取り組みというふう to 受けとめております。

先ほど教えていただいた結城市の取り組みについても、私どもの方でも勉強していきたいと思っております。

また、学校と図書館の連携ですが、笠間市の先生方の集まりの教育研究会の中に図書館部会というものがあまして、そこ to 図書館の協力を to して、例えば学校で指導に必要な図書である to か、子どもたちが授業の中で使えるものをそこで話し合 to って用意していただいたり貸し出したりする to か、それから図書館の運営について、子どもたちが入りやすい、どうしたら子どもが使いやすいか to というようなこともあわせて話し合いを持っている、そういう状況でございます。

それから、二つ目ですが、図書館を統括する to ところというお話でした。図書館は、教育基本法、社会教育法により、それぞれ社会教育施設、社会教育のための機関と位置づけられておまして、本市の市立図書館は笠間市教育委員会の所管となっております。日常のサービス事業に係る業務遂行を3館が笠間市立図書館として統一性を保ちながら実施するよう統括する役割は、笠間図書館が担っております。教育委員会の組織上、図書館を所管する部署は生涯学習課になってございます。

それから、研修ということですが、図書館の基本機能である資料提供が十分行えるようにするためにも、研修の重要性は非常に認識してございます。

例えば館外でやる研修ですが、茨城県立図書館で開催される研修が挙げられます。図書館職員としての資質向上を目的として、年に数回開催する研修会の中で、職員の経験年数や司書資格の有無を勘案し適切な者を選んで派遣し、受講させております。また、各館では、毎月資料整理日に外部からの講師を招いて行う研修会や、館長や司書等がみずから講師となって開催する研修会も実施しているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 野口議員の質問にお答えをいたします。

私の英断をとということでございますが、国が早く英断をしてくだされば、地方自治体の長としては大変助かる to ところでございます。

私は、質問の中身の前に、こういう医療的な行為、ワクチンの接種、こういうものについては、本来地方自治体が競争する中で接種をするものではないんじゃないか to いう考え方を私は持っています。効果がきちと検証されるものであれば、国が制度設計をして、その中で、例えば都道府県なり市町村がそれなりの負担をして子どもたちに対して接種を

するということが、一番形としてはいいんじゃないかなと思っております。

ただ、国がそういう英断を下す前に、地方自治体が先行して実施をしているということが現状でございまして、そういう観点から考えると、国の判断が逆に遅いのかなと。笠間市で実施しておりませんので、そういうことは言えませんが、そういう考えを持っております。

そういう中で、仮に接種効果があると言われております11歳以上の小学校6年生から中学校3年生を対象として、笠間市において全額を助成して全員が接種をした場合には、初年度において約5,000万円以上の財政負担が出てきます。この笠間市で実施をするということになれば、この財源をどうするかということを考えていかなければならないのが現状でございまして。市としましては、この効果について、県の方なんかでは昨日の議会で7割の効果という判断をしておりますが、効果についての情報収集に努めながら検討していきたいと思っております。

それと、接種をするには、財政的なことももちろんでございまして、子どもたち本人やら保護者の理解、そういうものをどう得ていくかということも、私は必要ではないかなと思っております。

議長（市村博之君） 野口 圓君。

5番（野口 圓君） 飯島教育長のお話の中で、一つ、メディアリテラシーのところ、携帯電話のことにに関して、研究会をつくってチラシを配布したということですがけれども、内容がちょっとわからないんですね、これでは。具体的にどういう内容でどういう検討されたかということですね。

ホームページに、ブックスタートの意義を書かれた部分がありますので、ちょっとそこを讀ませていただきます。

赤ちゃんの体の発育にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心をはぐくむためには、たっぷり愛情を注いであげることや抱っこして優しく話しかけてあげることが大事だと言われております。赤ちゃんは、愛されていることを感じ、その中で満足し、人への信頼感をはぐくむからです。そして、人間が言葉を使って他人と自分自身と対話をするための基礎をつくりまします。体のぬくもりを感じながらたくさんの言葉を聞くことが、赤ちゃんの成長にとって不可欠な心の栄養素となるのです。ブックスタートは、本を介した温かく楽しいひとときが、すべての赤ちゃんの周りで持たれることを目指しております、というふうにありました。

この「赤ちゃん」という言葉のかわりに「少年」とか「青年」という言葉を入れても、そのまま意味するところは損なわれません。私たちは、今さまざまな問題を抱えておりますけれども、子どもたちの健全な成長のために、この読書運動を一つの柱にして、またメディアリテラシーをもう一つの柱にして、どう子どもたちを健全に育てていくか、前進させていくかということが、大きな課題になってきているというふうを考えます。

どうか本気で取り組んでいただいて、横並びで、あっちがやっている、こっちがやっている程度のことでなくて、本当に笠間市の子どもたちが、立派に、心の豊かな人が育っていくような、そういう読書活動を鋭意を持って推進していただきたいというふうに切に思っています。

それから、市長のご答弁ありがとうございました。日本という国は、そもそもがんの後進国なんですね。非常に欧米に比べると検診率も低いです。70%、80%欧米では受診しているものが、日本では20%とか10何%というのが実情です。ワクチンの承認も非常に少ないんです。日本で少ないのは、時間を非常にかけるんですね。さまざまな今までのワクチンの薬害みたいなものがありましたので、それを恐れてなかなか踏み出せないのが日本の行政の今の状態でございます。

市町村が競争しているというよりも、世界が認めて、安全ですよと言っている。今、市長70%とおっしゃいましたけれども、検査とワクチンの投与を併用しますと、12歳、13歳ぐらいでワクチンを投与して、20歳から毎年検査をしていただいて、細胞診というのをして、30歳から異常がなければ3年ごとに検査をすれば、ほぼ100%防げるというふうに載っております。

確かに、国がやってくれるのを待っていれば市の責任は発生しませんし、負担もかかりませんけれども、皆さんの声が、国よりも市は私たちの体のことを考えてくれているんだという、ここの部分が一番大事なんじゃないかなと思います。そういう意味で、再度の回答は結構でございますけれども、教育長に質問の答えをいただいて終わりにしたいと思います。

議長（市村博之君） 教育長の答弁の前に申し上げます。今、野口 圃君の質問の中に、メディアリテラシーですか、それは通告外です。それだけをご了解いただきます。ですから、教育長はこの件につきまして答弁は控えて結構ですから。

教育長。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 子どもたちの健全育成のために教育委員会としてもというご提言いただきました。私どもも一生懸命やっていきたいと思っているところです。

今、リテラシーについてということで、図書館教育と情報リテラシーということは今課題になっておりますが、情報リテラシー、使い方ということとあわせて、情報モラルの方が、今現在、私どもは子どもたちにとって問題だと考えております。特に携帯電話で、先ほどその内容はということで、PRを兼ねましてですが、表題として、回覧板で回しましたのでわかりだと思っておりますが、「携帯電話は必要ですか」という大きなキャッチフレーズで、内容的には、学校には持ってこないということになっていること、それから家庭で持たせるときにはルールをつくって持たせましょうということをご提案するパンフレットを渡したところです。

議長（市村博之君） 野口 圃君の質問を終わります。

次に、17番町田征久君の発言を許可いたします。

17番（町田征久君） 17番議員町田です。さきに通告しました、1、税金の納入について、2、生活道路の改善について、3、高齢者スポーツ活動の3点について一般質問いたします。

まず、1点目、税金の納入についてですが、笠間市役所、支所を含み、税金の納入窓口で、金融機関の窓口で納税通知書を提出すると氏名、電話番号を記入させられ、一方、市の窓口では記入は不要です。市民から苦情が寄せられています。町田さん、あなたも自分で実際にあそこへ行って納入してみなさいと。確かに、私も行きましたが、カチンと来ました。市の左側の入り口が金融機関の窓口で、奥が市の窓口、それで市の窓口には市の職員はいません。何でもかんでも銀行の職員に仕事をやるというような形になっております。この理由をお尋ねいたします。

また、2点目、生活道路の改善についてですが、今年度の重要事務事業で生活道路の拡幅を行う狭隘道路整備事業7,350万5,000円が計上されましたが、防災上からも、また緊急車両が進入できない住宅密集地の道路は何カ所ぐらいあるのか。

まず、私、岩間は大體何カ所と言えるんですが、非常に住宅の密集しているところで、昔で言う9尺道路ですね。それから友部の方にも、本当に軽自動車ですと通れるような道路に密集した住宅地があります。真っすぐ行ったら人の土地を借りないとUターンできないというような状態です。わかる限りで結構ですから、教えてください。

また、高齢者スポーツ活動について、高齢者のスポーツ活動が盛んである。専用施設の充実を図るべきと思うが、各地区の現状を伺う。また、市は高齢者スポーツ補助金をどのぐらい出しているのか、金額は幾らか、お伺いします。

以上、3点よろしく申し上げます。

議長（市村博之君） 会計管理者横田文夫君。

〔会計管理者 横田文夫君登壇〕

会計管理者（横田文夫君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

税金の納入についてということでございますが、市役所本所及び笠間、岩間、各支所の指定金融機関の派出所におきましては、市税等の収納取り扱いに際しまして、納付される方に対しまして、税金、公共料金納付受付票に氏名及び電話番号の記入をお願いしているところでございます。納税においていただいた市民の皆様からすれば、煩わしいことかと存じます。

氏名及び電話番号の記入をお願いしていることは、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくものでありまして、取引記録等の保存ということが金融機関に義務づけられているものでございます。このことは、全国の市区町村の指定金融機関の派出窓口及び金融機関等の窓口におきましても、同様の取り扱いが行われているものと思っております。

なお、現在では、納税者等にこの記入について浸透してきていると思っておるところでございます。

以上のことから、今後におきましても、法令遵守という見地から、氏名及び電話番号の記入をお願いすることになりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

なお、派出の窓口と会計課の窓口の相違のことでございますが、派出の窓口につきましては、午前9時半から午後3時30分までの間、昼休み1時間は除きますが、この間につきましては税金等の収納事務及び支払い事務を行っていただいているということでございます。

この間にありましては、会計課職員は、特に窓口が混雑しているような状態にないのであれば、本来の支出負担行為の審査であるとか、そのほかの全般的な会計事務、これに携わっているということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、狹隘道路整備等促進事業でございますが、この事業は国からの補助率50%の交付金事業で、平成21年度から平成25年度までの5年間で、総事業費約4億3,000万円、12路線を行うものでございます。

この事業の補助要件といたしましては、4メートル未満の道路を4メートル以上の幅員に拡幅することが採択条件となっております。

本年度の整備予定箇所数でございますが、笠間地区3路線、友部地区4路線、岩間地区4路線を事業費7,350万5,000円で整備に着手する予定でございます。

ご質問の消防車、救急車等緊急車両の進入困難箇所数については、道路幅や交差点等が狭く車両が通過しにくい箇所となりますが、現在把握しておりますのは、笠間地区14カ所、友部地区16カ所、岩間地区13カ所の合計43カ所でございます。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

〔教育次長 深澤悌二君登壇〕

教育次長（深澤悌二君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

私からは、高齢者スポーツ活動の施設の現状についてお答え申し上げます。

総合公園を中心とする各スポーツ施設につきましては、一般、高齢者を問わず、すべての利用者に活用していただけるよう整備しております。今後も、高齢者専用施設ではなく、幅広い多くの人たちに利用できる施設整備をしまいたいと思えます。

施設の状況でございますが、笠間地区においては、総合公園を拠点とし、グラウンドゴルフ及びターゲットバードゴルフが行われております。そのほか、地区内の8カ所を利用しゲートボールが行われております。友部地区においては、柿橋グラウンドを中心に、北山、北川根、鴻巣、大原の各施設でグラウンドゴルフが行われております。また、岩間地区においては、海洋センターを拠点に、グラウンドゴルフ、ベタンク、ターゲットバード

ゴルフが行われております。

なお、各地区の集会所等を利用してクロッケーや輪投げなども行われております。各地区で盛んに行われているスポーツも、それぞれ特色があり、施設の利活用も有意義に活用されております。今後とも、既存の施設の有効利用をお願いしたいと考えております。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

〔福祉部長 藤枝政弘君登壇〕

福祉部長（藤枝政弘君） 17番町田議員のご質問にお答えいたします。

高齢者スポーツに対する補助金の件でございます。平成22年の高齢者スポーツ関係の補助金は、笠間市ゲートボール連合会に対しまして26万2,000円、友部支部グラウンドゴルフ協会、ペタンク協会、クロッケー協会及び岩間支部グラウンドゴルフ協会、レクリエーションクロッケー協会に対しましては、おのおの1万5,000円を交付しているところでございます。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） それでは再質問します。

1点目の税金の納入なんですが、これは会計管理者が今答弁したとおりなんですが、私が言っているのは、あくまでも金融機関に行ったときは仕方ないけど、笠間の市役所内に金融機関が出張しているんです。笠間市の右側が、何も記入しなくても大丈夫ですよ、左側は、氏名と電話番号記入してください。どっちが優先するかといたら、公共施設の市役所の中での納入です。それが二通りの納入方法があるというのは、改善すべきではないかと、こう言っているわけです。わざわざあそこへ足を運ぶ人は、まじめな年配者です。それは銀行のしきたりだから仕方ないと、そんなばかな話はないですよ。

それでは、再度お尋ねしますが、5月にあそこの窓口は何件ぐらいの納入者があったかお尋ねします。どこの支所でも結構です。

なぜといえば、今はあっちこっちに納入する場所があるんです。わざわざ市役所まで足を運ぶという納税者の心理を考えたら、本来なら私から言えば、市役所の職員はあそこの前面でお客さんの方に対面で対応するのが本当だと思います。人が多く並んだからこっちに行く、これは違うよ。どこの金融機関に行っても対面です。対面で対応するのが当然です。

あと2点目、狭隘道路の問題ですが、この43カ所、これは本当に住宅が密集しているところ、私道も含めて。この狭隘の道路を改善しようと思ったら、市は、地元の地権者の承諾書ももらってきてください、そうすればやりましょうというのが現状です。びっちり家が建って塀も何もあっては、絶対に不可能なことなんです。何ぼ考えたって、何ぼ地元が説得しても、広がらないのが現状。市は、地元の人が請願でも出してくれば、昔からこれは「やってやっぺ」と、地権者の同意を持ってくれば広げてやっぺ、これが現実。市は本当に、狭隘道路を完全にやろうと思ったらこれは大変な莫大な費用がかかります。地元

の地権者頼りというのが、現在の道路の改善事情でございます。

それから、高齢者のスポーツの問題なんですが、グラウンドゴルフ、クロッケー、輪投げ、ゲートボール、ベタンク、これが高齢者のスポーツなんですね。先日も友部のグラウンドゴルフ大会に行ってきましたが、約400名の参加者がおりました。また、岩間も先日200名、県大会に出席してみたんですが、全市町村から900名の選手が参加して盛大に行われております。今は、輪投げ、クロッケー、ゲートボール、ベタンク、これがグラウンドゴルフに集中しているのが現状です。この人数からいったら補助金が足りないような気がするんですよ。

例えば岩間なら岩間で1万5,000円しかグラウンドゴルフの補助金はないというような形、バードゴルフについては市の体育協会に加盟しておりますのでバードゴルフは省きますが、以上、再質問いたします。

議長（市村博之君） 会計管理者横田文夫君。

会計管理者（横田文夫君） 町田議員さんの質問にお答えをいたします。

納税者からすれば、派出の窓口と会計課の窓口の方で取り扱いと申しますか、氏名及び電話番号を書いていただく、そういったことについて、なぜ違うのかと。そういった素朴な疑問と申しますか、煩わしさを感じているのではないかと、そのとおりかと思えます。

会計課におきましては、水道事業会計、病院事業会計を除きます笠間市のすべての会計事務と、笠間地方広域事務組合及び笠間・水戸環境組合の会計事務を担当しているところでございますが、現在の財政規模、事務量、複雑多岐にわたります事務の中で、派出所があって、この派出所が午前9時半から午後3時までの間、税金等の収納事務及び支払い事務を行っていただいている。これによりまして、現在の会計課の職員、本所7名、各支所2名ずつであります。この体制で行うことができると。派出があってこそ、この体制できているということでございます。派出の銀行の職員も、全体の会計事務の中に組み込まれているという考え方を持っているわけでございます。

それから、5月中の税金等の納入者の数でございますが、1,614人ということでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設課長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 町田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

生活道路の整備でございますが、生活道路の整備につきましては、地権者の同意をいただいて、現在、区長さんを通して要望書の方を提出していただいております。

ちなみに、要望の状況でございますが、平成22年4月末現在でございますけれども、区長さんからの要望が全体で227件ございます。現在のところ、要望に対して整備の方が追いついていないというのが現状でございます。

議長（市村博之君） 福祉部長藤枝政弘君。

福祉部長（藤枝政弘君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

高齢者スポーツの補助金につきましては、合併前の笠間では、ゲートボール協会に36万円、また旧岩間ではクロッケー協会及びグラウンドゴルフ協会におのおの2万2,500円の補助金を出しておりました。旧友部ではスポーツ活動に対する補助金を出してありませんでした。また、その補助金につきましても、旧市町の財政状況により年々減額の一途をたどっておりました。その後、合併協議を経て、友部のクロッケー、ペタンク、グラウンドゴルフ協会に対しても、交付団体とし、各協会に対しまして、先ほど答弁しましたとおり現在1万5,000円を交付しているところでございます。

スポーツ活動に対する補助金につきましては、以前から高齢者クラブに対する補助金と重複するのではないかという意見もあったところでございます。また、平成19年の補助金等検討委員会の最終答申で高齢者クラブ連合会と整理統合してはという提言もありましたが、各団体と協議した上で、継続して、現在補助金を出しているところでございますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（市村博之君） 町田征久君。

17番（町田征久君） 最後の質問になりますが、これは金融機関の応援がなければ窓口が回りならんというふうに私はとったんですが、そうなんですか。あそこは二人と言いましたね。あそこの窓口、右側に常時職員が座っていると、これ1,614件、かなりの数がありますよね。こう行って後ろに並ぶと、職員がすーっと出てきて「はい、どうぞ」と、こういう方法を現在とっているわけです。

それから、氏名と電話番号の記入については、改善する余地はないんですか、今後。ほかの市町村が全部やっているんじゃなく、これは住民からの要望なんですから、前向きに検討するぐらいの答弁が欲しかったんですが。

それから、生活道路のさっきのお話ですが、これも早急にやっついていかないと、防災のときに消防自動車が入れない箇所、緊急自動車が。それは物すごくありますよ。この箇所も、長いところもあれば短いところもあるわけですから。私も随分狭隘道路については、ある程度まで行くとストップしちゃうんですね。こういう現状を市は率先して、地元任せではなく、ひとつ率先して、狭隘道路の予算だけではなく活動をお願いします。

それから、先ほど言った高齢者スポーツクラブの施設の充実というわけですが、今、少子高齢化が進み、若年層のスポーツが衰退しております、ソフトボールも、それから野球も。30チームあったソフトボールチームが10チームとか、野球もしかり。広大なグラウンドが空いておりますね。それから、岩間では第三小学校が、あの当時野球場が足りないというわけで、膨大な敷地にグラウンドをつくりました。今、スポーツが衰退して空いています。ほとんど第三小学校の半分のグラウンドは空いています。ああいう空いている敷地を活用するというような考えで今後進んでもらいたいと思います。

以上です。

議長（市村博之君） 副市長渡邊千明君。

副市長（渡邊千明君） 税金の納入に関しましてご答弁させていただきます。

笠間市におきましては、地方自治法第235条によりまして常陽銀行を指定金融機関ということで指定いたしまして、公金の収納事務、それから支払い事務を行わせているところでございます。基本的には、市役所における窓口におきまして常陽銀行の出張所を活用しながら出納事務を行っていくことが必要かと思っております。

一方で、銀行につきましては、法律によりまして、ご指摘のような氏名、電話番号の記入が要請されているところでございまして、現状においては、これはいかんともしがたい部分があると考えております。

市におきましては、以前から地元の常陽銀行等々とお話をしまして、例えば銀行協会等から法律改正等の要望を出していただけないかということを協議いたしているところでございまして、そういった取り組みについては今後も引き続き行っていきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議長（市村博之君） 教育次長深澤悌二君。

教育次長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答えいたします。

専用施設、スポーツ施設の件でございますが、いずれにいたしましても、幅広い多くの人たちが利用できるような施設整備に努めてまいりたいと考えております。

また、学校等におきましては、学校開放という制度の中で利用促進を現在図っているところでございますので、そういう中で利用の方をお願いしたいと思っております。

議長（市村博之君） 狹隘道路についての答弁は。

市長山口伸樹君。

市長（山口伸樹君） 狹隘道路の件につきましてお答えをさせていただきたいと思いません。

狹隘道路の改善というのが大変大きな課題になっておりますのは、議員のおっしゃるとおりでございます。

私としては、合併してこの4年間で、議会の皆様のご理解もいただきながら、幹線道路についての整備は大分進んできたと思っております。まだ一部幹線道路についても整備をしなければならないところがございますので、こういう幹線道路が大体でき上がれば、いわゆる幹線道路の整備から生活道路の整備へと、方向転換していてもいいんじゃないかというような私は考えを持っています。その中で一番課題になるのは、狹隘道路の整備でございますが、今、狹隘道路と言われているところは、今まで行政も地元の皆さんも協力しなくてほっぽっておいたということは少ないんじゃないかと思えます。いろいろな協力の中でも、家が連檐しているとか、地主さんがこの地元にいなくて理解が得られないとか、いろいろな事情があるかと思えます。

そういう中で、市としては、まずその用地の協力がなければ前に進めませんので、地元

の皆さんに地元でまとめていただけないかということをお願いをしているところでございますが、かといって、今まで長い間の中にできなかったものが、一朝一夕に急に変わってご理解を得られるというもなかなか正直言って難しい現況がございます。これらについては、この狭隘道路、国の制度で今回一部着手することになりましたが、市の中でどういう解決方法を見出していくかということは、十分議論しながら取り組みを行っていききたいなと思っております。

私どもとしては、道路行政を進める中で、道路が拡幅なり整備されて地元の皆さんに喜んでいただければ大変ありがたいと思っておりますので、決して「やってやっぺ」などというような考えではやっておりませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（市村博之君） 町田征久君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、11時20分に再開します。

午前 11時10分休憩

午前 11時22分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番 杉山一秀君が所用のため退席いたしました。

次に、12番 海老澤 勝君の発言を許可いたします。

12番（海老澤 勝君） 12番 海老澤 勝です。通告に従いまして一般質問を行います。まず、初めに自主防災組織について伺います。

大規模災害においては、地域住民同士の連携による避難及び避難生活に必要な活動、災害弱者の動向の掌握、安否確認について必要な情報を行政に連絡するか、主体的に救出するかなどの自主防災組織の役割が期待されております。

自主防災組織は、最近の社会全体に占めるサラリーマン人口の増加や、全国的な常備消防の整備率も向上したことにより、通常災害で活動するケースは余り見られません。しかし、近年の地震や台風などの自然災害が頻発に起こる状況下では、その役割が大いに期待されるものであります。

都市化の進展や少子高齢化、核家族などあらゆる要因が相まって、コミュニティーの希薄化が顕著である一方、地方分権の進展の中で、住民の行政参加、住民参画といった公共活動への意識の高まりが見られます。

災害に対しては、大規模災害時における行政並びに消防の公共サービスやマンパワーも限界が指摘されており、地域住民の自主的な防災活動への参加が重要視されております。実際に、1995年に発生した阪神・淡路大震災は、数千人の死者の発生と被災地域の行政、経済機能に大被害をもたらしました。この地震を検証したところ、初動活動において行政がなし得た役割はごくわずかであり、一方で、近隣住民によって倒壊家屋から救出された

割合は90%を超えていました。

しかし、現実には、消防機関や行政の人員は平時を想定した規模にとどまっています。人的資源を大量に投入する必要がある大規模災害時には、消防、行政の人員では絶対的に不足することが予想はされても、非常時に備えた人員を確保するには莫大な人件費を要することなどから、常時確保というのは大変難しい問題であるからです。

このようなことから、地域住民の自主的な防災活動は今後ますます必要となるのではないのでしょうか。

そこで、現在市内で活動されている自主防災組織の組織状況及び活動状況、さらに、今後の行政からの防災活動に対する支援についてお伺いいたします。

次に、災害時における飲料水の確保についてお伺いいたします。

震災と大規模災害時には、電気、水道、ガス、電話等のライフラインの確保が非常に重要と言われております。この中でも、水道は、市民に対し行政が直接供給している唯一のライフラインであります。

直近の大規模地震災害である新潟県中越地震の際、調査された厚生労働省新潟県中越地震水道被害調査報告書によると、地震発生の翌日から近隣市町村による応急給水が始まったが、応急給水が完了するまでに約2週間、応急給水工事が完了するまでに約1カ月を要したというのが実情であります。

報告書の中で、災害発生時、行政職員は電話対応、給水用資機材の確保、情報伝達等の対応に終わり、応急給水活動は効率性に欠けていたという報告もあります。

非常時に人が1日生命を維持するための水量は3リットル必要と言われ、貯水槽100立方メートルでは1万1,000人、60立方メートルでは6,000人が3日間使用できるとされています。水道管に直結した飲料水兼用型耐震性貯水槽を市内の公共施設や避難場所等に効果的に配置することにより、災害時における飲料水の確保、初動応急給水活動の円滑な実施が図られると考えられます。

このようなことから、現在の笠間市における災害時の飲料水の確保対策、資機材の備蓄状況、そして応急給水活動についての現状の把握、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、雨量計の設置についてお伺いいたします。

平成22年5月27日から、気象庁における気象警報注意報が市町村ごとに発表されることになりました。本市では、地震に対する県が整備した震度計は本庁、各支所に設置されていますが、雨量計に関しては、笠間、岩間の各支所のみ設置となっていると思います。

総面積240.27平方メートルという広大な面積の中、山地部、平野部、河川に面した地域など、災害時にはさまざまな状況が想定されと考えます。この広範囲な面積の気象情報をより正確に把握し市民に伝達するため、市の中心部である本庁舎に水戸气象台等に働きかけ雨量計を設置し、3地区すべての情報の収集をすることが不可欠ではないのでしょうか。

以上の点を踏まえ、本市における気象データの収集及び市民への情報提供についての考え方をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（市村博之君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 12番海老澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織の現況及び活動状況と今後の市の支援体制等についてでございますけれども、自主防災組織は、平成21年度末現在で26組織が設立されておりまして、そのうち合併後においては15組織が設立されております。今後も、設立に向けまして、区長会等の機会をとらえ、積極的に必要性を説明し、新たな設立を促進してまいりたいと考えているところでございます。

市の支援体制につきましては、組織結成に必要な防災カルテや防災マップ等の作成費用等を含め、自主防災組織結成をするために10万円を限度とします補助金を、それから防災資機材整備としまして、防災に必要な資機材の整備に要する整備費用の2分の1以内の額で10万円を限度とする補助制度を今後とも継続してまいりたいと考えております。

既にでき上がっております組織においては、年1回程度の防災訓練等を行っている聞いてございますけれども、今後、設立されました自主防災組織の皆様方を対象にしまして、情報交換会や研修会などを開催してまいります予定でございます。

次に、震災等大規模な災害時にライフラインの確保ということで、特に飲料水の確保という部分がございまして、

現在、当市におきます備蓄関係でございますけれども、乾パンが一斗缶で64食分、それから保存水が647本、323人でございますけれども、それからアルファ米、これが50食が24袋、1,200食分になるわけですね。それから乾燥のもち200食、それから毛布100枚というような備蓄の状況でございます。今後、逐次、備蓄関係をふやしていきたいと考えているところでございます。

現行における水の確保でございますけれども、防災計画上で定めております給水計画では、浄水場を含めました配水池等の飲料水を活用し、そこから配水するという手段を考えているところでございます。

3点目でございますけれども、本年5月27日から気象庁における気象警報注意報が市町村ごとに発表されているところでございます。ご質問があったとおり、震度計につきましては本庁、二つの支所ともに設置をされているところでございますけれども、雨量計につきましては、笠間地区、岩間地区にそれぞれ設置がされておりますけれども、この本庁舎には設置がされておられません。

例えば本庁舎へ雨量計を設置するとしましても、これは気象庁のものとはリンクしてございませんので、市町村単独でのデータということで、データの共用化が図れないという

このために、現在では本庁舎の雨量計の設置ということは考えてございません。

以上でございます。

議長（市村博之君） 海老澤 勝君。

12番（海老澤 勝君） 再質問いたします。

自主防災組織についてですが、私の住んでいる行政区でも、4月の地区総会のときに、市役所の担当者に来ていただき、この組織についての説明を受けました。お話を聞いて、その席では、区としては結成に向けてという方向づけはされましたが、区長さん中心になってこれからお話が出ていくんだと思うんですが、防災活動をする組織ということ、なぜ必要なのか、どのような活動をしていくのか、また組織の維持はどのようにしていくかなど、住民の皆さんに説明するのに、どのように話したらいいんだろうかなというような思いがあるように見受けられます。その辺のところを行政側としてどのようにフォローしていくのか。

また、この事業を計画してきた段階で、問題点というか、このような問題が出るのかなということが想定されていた部分もあると思うんですけれども、そういう問題についてどのように対処されているのかということをお聞きします。

また、もう一つ、市内地区、地区にはできたとしても、その組織の横のつながりというか、この防災組織は、小さな地区だけで災害が起きるわけじゃなくて、災害が起きるとすればある程度広範囲の中で起きると思うんですが、そういうときに横の連携というか、そういうのをどのように考えているのか。

何となく今見ていると、とにかく地区単位でつくってくださいというようなお話の部分ばかりが出ていて、そういう地域的な大きな固まりの中でというのはどんなふうに考えているのか、ちょっとわからない部分があるので、その辺をお答えいただきたいと思います。

それと、災害時の水の確保ですが、きょう持ち出しました飲料水兼用型の耐震性貯水槽、これは災害時にいかに安全な水を確保できるかということで、貯水槽みたいなものなんですけれども、通常時は水道管の一部として貯水槽内に水が流れていますが、緊急時には貯水槽として水を確保する。常に新鮮な水の確保ができ、ふだんは消火栓としての使用もできると、このような貯水槽ですか、金額も安いものではありませんけれども、計画的に設置してはどうかという考えを持ちました。この辺について、再度お願いいたします。

雨量計については、本庁舎は考えていないということですが、去年8月7日ですか、豪雨が合ったときに、すぐ私、この本所へ電話して、ここの降水量どのくらいなんですかということ聞いたんですが、笠間と岩間のデータは出せますけれども、本所ではないので出せませんと。ところが、後で調べてみると、笠間での降り方、友部の降り方、岩間の降り方でも差がかなりあります。そういう情報を早くつかむことによって、ここは濁沼川がありますけれども、河川などは雨が降って1時間、2時間たってからその変化があらわれますね。そういうことも踏まえた中で、早く情報をつかむ、分析する、提供するというよ

うなことができて、初めて危険を早く予測できるんじゃないかと思うんですが、もう一度その辺のことを答弁いただきたいと思います。

議長（市村博之君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） まず、自主防災組織について市はどのように考えているかというところでございます。

先ほど議員さんがお話しいただきましたように、最近においては地域におけるコミュニティーというんでしょうか、希薄になりかけつつあるという部分がございます、なかなか災害等の発生した場合に、地域の皆さんが連携して組織的に防災活動を行うということが難しい時代になりつつあるわけでございますが、自主防災組織とは、地域の皆さんが、自分たちのまちは自分たちで守るという連帯感に基づいて、自主的に結成していただく組織でございます。そのようにとらえております。

また、一方、私どもの今までのあり方というのは、とりあえず組織率を高めようという部分を第一義に考えてきたところでございますが、現在でも、先ほど説明しましたとおり26組織ができています、世帯数等を出しますと11.36%程度でございます。という部分から、今後も積極的に組織づくりをしていきたいと考えているところでございます。

ただ、自主防災組織ができたからそれでいいとは考えておりません。先ほども説明させていただきましたが、今度は、自主防災組織を設置された皆さん方に、いろいろと思い悩む部分等、あるいは活動の点でいろいろ情報交換をする必要があるだろうと考えておまして、そのような研修会なども積極的に開催してまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の飲料水兼用耐震性貯水槽のお話ございました。これを避難場所等に設置してはどうなんだという話でございますが、この茨城県内におきましても、飲料水兼用の耐震性防火水槽を設置しております自治体は、南関東直下地震等が想定されております県南部を中心に、例えば古河市の7基を初めとして、15市町で44基が自治体で設置しているところでございます。その1基当たりにつきましては、100トンの貯水槽がほとんどでございますけれども、この設置費用が1基当たり5,000万円から6,000万円という設置費用を要するところでございます。国の方の補助制度もございますけれども、この金額よりも若干下回るでございますが、それを補助基準としまして、その2分の1を国庫補助するという制度がございます。

先ほど1回目でお話ししましたとおり、私どもの現在の防災計画上の給水計画につきましては、浄水場等の配水池を利用するというふうに定めているところでございますが、今後は検討させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目でございますけれども、雨量計の設置という部分でございます。

その前に、現在、5月から気象庁が市町村単位に気象予報等を発表するというようになっておりますが、この気象庁が発表するに当たりまして、1自治体の中に観測機器がない

のにどういふふうにして発表されるんですかという問い合わせを水戸气象台の方にさせていただいたところです。現在の気象庁の予報につきましては、地域気象観測システム、いわゆるアメダスというものと、それから気象レーダー等を駆使して解析した上での予報等を行っているというところでございます。

この観測機器は、半径20キロメートルごとに設置するという一つの基準のもとに設置しているということで、県内では23カ所に設置されているものでございます。

気象庁が設置しております観測機器につきましては、笠間支所のみで現在設置しているところでございますが、このように本市に限らず、他市においてもその本拠地に設置されていないというケースが多岐にわたります。気象庁の方では、これら設置した部分と気象レーダーをもとに解析すれば、市町村単位に設置する必要はないということでございますので、あえて本庁舎に単独で設置するということを考えていないところでございます。

12番（海老澤 勝君） 終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時再開いたします。

午前 11時45分休憩

午後 1時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番西山 猛君、11番畑岡 進君、14番中澤 猛君、25番竹江 浩君が所用のため退席いたしました。

次に、18番大関久義君の発言を許可いたします。

18番（大関久義君） 18番大関久義です。さきに通告をいたしました笠間市の固定資産税について、口蹄疫発生にかかわる笠間市の防疫対策についての2点を質問いたします。

まず、笠間市の固定資産税についてお伺いをいたします。

一つ目として、現在、土地にかかわる笠間市の固定資産税はどのようにして課税をされているのか、お聞きをいたします。また、それらの土地に係る固定資産税は、1月1日現在の現況の状態に課税をされると認識しているわけではありますが、それらはどのような過程で課税の決定をされているものなのか、お伺いをいたします。

また、土地課税台帳や土地補充課税台帳はどのようにして作成をされてきているのかも、お伺いいたします。

そして、その課税台帳と現地の状態との確認はどのようにされて課税をされているのか、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

二つ目として、土地への固定資産税は現況主義にて課税をされておりますが、法務局の台帳が農地で、いわゆる畑とか田んぼに登記されている土地であります。実際の課税で

は非農地の課税とされている土地、いわゆる宅地とか雑種地等の課税とされている土地は、笠間市全体ではどのぐらいの件数があるのか、お伺いをいたします。

三つ目として、その台帳で農地が農地以外の課税になっている場合には、当事者へ、いわゆる税金を納める方への通知やそれらの説明は、納税者の市民に対して笠間市側ではどのような方法をとっておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

固定資産税については、以上の3項目についてまずお伺いをいたします。

次に、口蹄疫発生にかかわる笠間市の防疫対策についてお尋ねをいたします。

宮崎県で発生した口蹄疫については、畜産農家にとって大変な問題となっております。かかってしまったら殺処分以外に方法はないとのことでありまして、マスコミで報道されているのを見ても、想像を絶する思いであります。そしてまた、畜産家だけでなく、観光客や物流の面にまでその影響は及んできているようであり、宮崎県にとってのマイナスは相当に大きいものになっていると思われまます。

口蹄疫に関する家畜への被害については、国が補償をされるとのことではあります、風評害までは無理であると思うのであります。これがどうでしょう、茨城県での発生であったら、本当に大変な大事件になっておりました。

また、この口蹄疫は家畜の病気であり、人間には影響がないとのことでありますので、他人ごとのように感じているところもあるようであります。ことしの初めのころのはやった新型インフルエンザの発生のおきには、もう少し真剣だったはずであります。

そこで、笠間市の現在の状況について、以下、何点かお伺いをいたします。

一つ目として、宮崎県で発生した口蹄疫について、現在、笠間市ではどのような対応をとっているのか。また、その状況についてお聞きをいたします。

二つ目としては、宮崎県より牛を導入している畜産家は茨城県内では13戸であり、導入されたその牛の数は92頭とされているが、これまで笠間市に導入された形跡はあるのかわいのか。また、牛や豚などの異常等はないのかお伺いをいたします。

そして、3番目として、笠間市では、畜産農家に対しての指導や口蹄疫についての調査はどのようにしておられるのか、お聞きをいたします。

口蹄疫についての情報は余り聞こえてきませんので、笠間市における状況とその対策についてお尋ねをしたいと思ひます。

また、宮崎県における口蹄疫については、一時おさまりかけたようでありましたが、けさなどのニュースを見ても、宮崎県から鹿児島県の境まで飛び火して、ほかに移りかねないとの報道もされているようであります。まだまだ笠間市でも気は抜けないと思われまますので、口蹄疫に関して、以上の項目についてお伺いをいたします。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 18番大関議員のご質問にお答えをいたします。

まず、土地に係る笠間市の固定資産税はどのように課税されているのかというご質問でございますけれども、固定資産税の評価は、地方税法第388条第1項の規定に基づき、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定することとなっておりますが、この基準によりまして、土地に関しては、登記簿上の地目にかかわらず、毎年1月1日の現況により課税してございます。

課税台帳のつくり方、どのようにというご質問がございましたけれども、課税台帳そのものは地番、所有者、面積、台帳地目、現況地目、評価額等を網羅しているものでございまして、変更がある都度修正をしていくものでございます。

続きまして、固定資産税、土地でございまして、現況主義にて課税をされているが、法務局の台帳で農地となっている土地で、実際の課税では宅地課税や雑種地等の課税となっている土地は、笠間市全体でどのくらいあるのかというご質問でございますが、台帳地目が田となっているもので課税が宅地や雑種地等の課税をしているものが、約1,260筆、面積で約90万8,000平米でございます。台帳地目が畑となっているもので課税が宅地や雑種地等の課税をしているものが、約4,750筆で面積では約296万平米でございます。

続きまして、そのような課税に対しての通知や説明を市民に対して笠間市ではどのように行っているのかというご質問でございますが、固定資産税は、毎年4月1日からその年の第1期の納税期限までの期間において、所有者に対し課税等帳簿の縦覧に供しているところでございます。また、課税の明細につきましては、納税通知書とともに所有者に通知し、お知らせをしております。不服がある場合においては不服の審査を申し立てできる旨ご案内をしているところでございます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 18番大関議員のご質問にお答えいたします。

宮崎県で発生した口蹄疫について笠間市の対応でございますが、口蹄疫については、本年4月20日に宮崎県において国内において10年ぶりに発生したことにより、全国的に発生や蔓延を未然に防止するための防疫対策を実施している状況下でございます。

このような中で、4月21日以降、県北家畜保健衛生所で、牛、豚農家に対して異常な家畜がないかどうか、飼養状況の確認や家畜の導入元について電話による聞き取り調査を実施しております。また、笠間市は、電話連絡がとれなかった市内の畜産農家に対し、4月23日に県北家畜保健衛生所と同行しまして、聞き取りの調査を実施いたしました。5月25日には、笠間市内に農場があるすべての牛、豚農家73軒を戸別巡回し、家畜の飼養状況について確認するとともに、消毒液及び口蹄疫発生予防啓発資料の配布を行いました。

消毒液につきましては、アストップ100本を今後の緊急に対応するための備蓄用として購入しております。また、5月28日には、市内乳用牛農家で構成する笠間市酪農連絡協議会の定期総会で啓発資料を配布するとともに、衛生管理対策の徹底について指導をいたし

ました。

次に、宮崎県より牛を導入している農家はいないのか、また牛や豚の異常等はないのかというご質問ですが、4月20日から21日にかけて宮崎県からの牛導入農家の緊急調査を実施した結果、笠間市においては宮崎県から牛を導入している農家はありません。

また、牛や豚等の異常等についてですが、5月25日に牛、豚農家の戸別巡回を行った際にも飼養状況を聞き取りで確認しておりますが、すべての農家が異常がないということの報告を受けております。

次に、畜産農家に対する指導等でございますが、各農場の飼養管理、衛生管理を徹底するなど、ウイルスの進入を防ぐ対策をお願いしております。また、飼養する農家の健康観察を行い、おかしいと感じた場合には、直ちに県北家畜保健衛生所もしくは指定獣医師へ連絡するなど早期発見、早期通報を徹底するとともに、畜産農家へ正確な情報を早急に提供できる緊急連絡体制を整えております。

防疫体制を徹底することは、自分の農場を守ることはもちろんですが、地域の農業を守るため大変重要なことであるため、関係機関との連携により予防啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 再質問をいたします。

先ほど埴部長の方から、固定資産税について報告がありました。それらについて再質問をしたいと思っております。

笠間市での固定資産税につきましては、法務局の台帳地目と課税が相違をしている件数、いわゆる筆数ですね。地目が田んぼの場合で宅地課税になっているのが338件、地目が畑の土地で、いわゆる台帳上畑でありまして宅地課税になっているのが、2,555件であるということであります。さらに、雑種地になっている場合、台帳が田んぼで雑種地に課税課税されているのが、田んぼで454件、畑の場合で1,424件とのことであります。これら合わせて4,771件ありまして、面積は先ほど申されたようであります。これらすべての件数は、いわゆる台帳が田んぼであれ畑であっても、宅地並みの課税となっていると思われま

す。それから、台帳の地目が田んぼで雑種地、宅地両方合わせての件数が、いわゆる雑種地まで入れると、田んぼで792筆あります。それから、台帳の地目が畑で宅地、雑種地合わせると3,979件ということであります。畑と田んぼを合わせると4,771件あるということ

あります。さらに、これが、台帳が田んぼ、台帳が畑の部分が原野の課税、山林の課税になっているところがあります。それを加えると、実に5,703筆になっているわけであります。この5,703筆には、本当に驚いた次第であります。

ここに朝日新聞がございます。平成22年5月8日の朝日新聞の茨城版であります。「見逃し行政28年」ということで、5月8日から5日連続で報道された新聞であります。この新聞によりますと、「見逃し行政28年」とタイトルをつけて大きく取り上げられ、5日連続で報道されておりました。これは、先ほどのケースと逆であります。つまり農地を宅地や駐車場など非農地として使用されているにもかかわらず、農地としての課税のままになっており、不当に低い課税の評価状態で、実に28年もの間そのままになっていたという報道であります。

この農地と宅地の課税の差、この記事では水戸市であります。360倍もの課税額の差であり、大きく公平さに欠けておりました。

このようなことから考えてみますと、市民への通知をされる場合、いわゆる課税の通知をされる場合は、十分に説明をしていただき理解を得る必要があると思うのであります。先ほど埴部長の答弁ですと、4月の第1期の納入の時期、いわゆる縦覧をする機会を設けているという旨を通知と一緒に出しているということではありますが、通知をいただいた方というのは、税額は一生懸命見ると思うんですよ。しかし、そういう中身に対しては意外とそのままだと見過ぎられているような気がしないでもないんです。

現況での課税ということで、固定資産に係る税金の通知は、内容を明記されたものが本人へ届くということでありまして。税金の額面は、先ほど申し上げましたように一生懸命見ていると思います。しかし、内容については余り見ていないのが現実ではないでしょうか。納税者である市民へのご理解をいただくために、課税に対しての説明は重要であると思うのであります。

そこで、4番目として、笠間市では、いわゆる法務局の台帳上が農地であります。非農地として課税されている場合に、税務課では農業委員会との関係はどのようにしているのかわかるんですか。農地法4条、5条の申請の関係もどのようにしているのか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

現在、台帳上の農地5,703件が非農地として認められているわけでありまして。これはあくまで税法上のことであると思っております。しかし、課税されている本人にしますと、宅地や雑種地及び原野、山林などでの課税の通知が来ていたりすると、台帳上の農地など気にしないのではないのでしょうか。課税上宅地であっても、農地法からしますと農地でありまして、農地の転用をする必要が出てくるわけがございます。課税する税務課も役所でありまして。また、農業委員会も役所であるわけでありまして。笠間市では、そのあたりの指導や調査をどのようにしているのかわかるのか、お尋ねしたいと思っております。

そして、税務課と農業委員会の連絡、あるいはそういう照合などはどのようにしているのかわかるのか、お伺いいたします。

そして、5番目として、先ほど新聞にあったようなケースについてお伺いをいたします。笠間市では、法務局の台帳上農地となっていて、実際は非農地として使用されているが、

農地での課税を続けている土地、この新聞で報道があったような土地は存在するのかわからないのか、お伺いしたいと思います。

また、このような場合、水戸市と同様に税務課としては見つけにくいケースなのでしょうか。新聞によりますと、気づくのは難しいということで、この「見逃し行政28年」の下のところに小さく出ております。なかなか所有者が農業委員会に転用申請しておらず、土地や建物の登記も変更されていないので、それを前提として信じることになる。かなり意識して調べないと見つけにくいケースだというコメントが載っております。

しかし、先ほど部長が言っておられたように、現況主義で課税をしているということでもありますよね。それぞれ岩間、友部、笠間、国土調査、地籍調査が済んでいると思います。課税台帳、補充課税台帳もその時点で一新されていると思うんですよ。いわゆる地籍調査をしたときに農地が宅地という判定をして、それが課税台帳で整理をされていると思うんです。されているのにもかかわらず、今現在5,700件からの、いわゆる台帳が農地であっても課税上は非農地として課税している筆数があるという事実があるわけでありまして。それらをどのようにしているのか。そしてまた、この記事と同じように見つけにくいケースなのか、その辺をあわせてお聞きいたしたいと思います。

この水戸市の場合は、自宅続きの庭、いわゆる庭として使っているところが、台帳上農地であり、課税上は、庭として使用されていたのにもかかわらず、農地での課税のまま宅地の課税をしないで28年見過ごされてしまったという報道であります。また、駐車場も同じように農地のまま課税をされていたというケースであります。

この問題を笠間市に置きかえたとした場合どうなっていたのでしょうか。考えさせられた新聞の報道であり、問題であると思われました。

税務を担当する部署として、どのように考えるのか、あわせてお伺いをしたいと思います。税に関しては、固定資産税も含めてたくさんあると思います。本人の意識面のこともありますが、役所の指導や説明責任も多分影響があるかと思っております。納税は国民の義務であり、笠間市民は、一生懸命頑張ってお働き、納税をしているのであります。それぞれがさらに公平になるようにしていただきたいと思うのであります。

また、固定資産税の見直しは3年ごとにあると思います。見直しの際には、土地、課税台帳、補充課税台帳と現地をもう一度照合していただき、納税者一人一人に課税の内容を説明していただきたいと思いますが、いかがか、お伺いをいたします。

全部を一度に実施することは到底できないことでもありますので、その計画の検討をぜひお願いしたいので、重ねて2回目の質問をいたしたいと思います。

それから、口蹄疫については、先ほど担当部長の方から懇切丁寧に説明があり、笠間の中では現在疑わしいこともないという答弁でありましたので、いずれにしても、終息の方向に向かっていたのがまた復活してきたということでもあります。これは他人ごとではない。先ほども申し上げましたが、観光面から、人の動きから、物の動き、すべてが影響を、制

限をされてきてしまいます。ぜひとも、今後とも対策については十分気を張っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上、2回目の質問をいたします。

議長（市村博之君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 大関委員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

まず、台帳上の農地が非農地として課税されている場合に、私どもでは農業委員会と連携をとっているわけですが、その辺のところをさきにご説明をしたいと思います。

農地法の第4条、第5条の申請の関係につきましては、農業委員会の方から許可関係の情報をいただき、それに基づいて年末までには現地等を確認し、翌年度の課税に反映させるということを行っております。それから、税務課の方からは、固定資産税の納税通知書発送後に、土地に関する固定資産の課税データを逆に農業委員会の方に提供しております、お互いに連携をとり合っているところでございます。

なお、税務課につきましては、先ほど来ご指摘の農地の現況が違う地目になっているケースにつきましては、課税はあくまでも現況主義でありますので、かつ農地転用を指導すべき立場にはございませんので、それ以上の行政指導的なことは一切行っておりません。

それから、先ほど他自治体の例が出てまいりましたけれども、非農地として使用されている土地を農地での課税を続けているところは存在するのかがというのが質問の趣旨かと思えますけれども、直近では、平成21年度評価替えの時点で、航空写真による現況地目の確認と課税地目の突合といたしますか、突き合わせを行っておりまして、不一致箇所については現地確認を実施し、すべての土地に対し現況地目と課税地目を一致させる作業を行っておりますので、基本的には、ご質問のような土地は存在しないものと考えてございます。

他自治体のケースでございますが、課税の制度については私どもでは言及できる立場ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、台帳地目と現況が違う部分について、説明を十分に果たすべきではないかというご指摘でございますが、本市における土地の総筆数は約20万筆に及ぶわけでございます。1回目のお答えでお話しましたとおり、納税通知書の中に課税明細書も添付の上で送付させていただいておりますので、これ以上の説明については物理的には不可能と考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関久義君。

18番（大関久義君） 再々質問をしたいと思います。

現況主義で課税をしているということで、それは理解をいたしております。その場合、現地に行く手前の段階で、今お話にあった航空写真等によって筆数と重ね合わせた中でその作業をしていらっしゃるんじゃないかなと思うのでありますが、そのような中であって、

20万筆も全体であるので到底1件1件ということではできないという答弁でありました。

しかし、役所の中、今回は、農業委員会の事務局も、いわゆる権限移譲をして、役所の中で行っておるわけであります。課税上はこういうふうにしていますよという情報は、農業委員会の方に流しているということでありますので、それらの点についてはよく整合を図って、両方とも役所の仕事でありますので、指導をすべきだと感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、全体で5,700件ある非農地の課税になっている部分については、ぜひ相互間連絡をとり合つて指導をすべきだと思いますので、その辺のところご答弁をお願ひしたいと思ひます。

自分の管轄のところと違ふ課のやる仕事というのは、行政側というのはなかなかよそへタッチ行かないんですね。ただ、市民側からすれば、課税する方も役所、農業委員会で申請を受け付けるのも役所であります。そういった中で、昨今、農業委員会の中でも、始末書を添付しているケースがかなりあると聞いております。いわゆる自分が家を建てようとしたら、そこは課税は宅地だったんだけど実際は農地だと。そこに家を建てる申請をするには、自分の土地でしたら4条の申請、よその土地でしたら5条の申請という手続を経て、家を建てる申請をしなくちゃならない部分があります。実際に課税上非農地として課税をしている場合については、同じ役所での指導でありますので、その辺の整合性はぜひ図っていただきたいと思ひております。こんなに農地が非農地として課税されて実際におつたのかなというふうには、数字を見てびっくりした次第であります。

そしてまた、縦覧をする機会はあるけれどもなかなかできない、いわゆる役所へ行くのがおっくうで、してないというものが現実じゃないかなと思ふわけであります。自分のところに来ているものが不服があれば申し立てをしてくださいということではあります、その方法すらなかなか見出せないのが市民の立場なのではないかなと思ひております。

そして、やはり税金は、納得していただいて払っていただくのが課税の徴収率アップにもつながってくると思ふのでありますので、その辺のところよろしくお願ひ申し上げまして、最後の質問にしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（市村博之君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 農地に関しましては、農業委員会の方で許認可等がございます。農地に関しての課税等につきましては、さらなる農業委員会との連携を深め、進めてまいりたいと思ひております。

それから、課税の制度でございますが、私ども、昔は、課税地目と現況の地目の突合等につきましては、実際足で稼いで現場で確認等してきたところでございますが、本市の21年度の評価替えに関しましては、市内全域を航空写真を撮りまして、それと突き合わせをさせていただいております。次回の評価替えは平成24年になるわけでございますが、このときには、茨城県市町村共同システム整備運営協議会というのがございまして、ここで実

施する航空写真撮影共同事業というものに参加し、この中で現況等の異動を把握してまいりたいと、より精度の高いものにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 大関久義君の質問を終わります。

次に、8番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

8番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従い一般質問を行います。

鳩山政権が崩壊し、菅内閣にかわりました。年中行事のごとく4年続けて政権の崩壊、途中で投げ出してしまう無責任な状態は、大手財界や米国に対してはっきり物が言える政治でない限り、この事態は繰り返され、その結果大きな負担が国民にかかってくるのではないのでしょうか。

景気は上向きになったとの報道があります。実態はどうなんでしょうか。働く人たちの賃金さが下がり続けている状況にあるにもかかわらず、大企業はこの10年間で内部留保が140兆円から229兆円と増加しているのが実態である。

国保加入世帯の平均所得を厚労省の資料から見ると、1990年後半から減る一方で、1980年代の水準の年165万円に現在後戻りしております。加入者の6割が無職者であり、この間に保険料は上がり続け、9万円から16万円へと上昇しているのが現実です。国保が国民への重い負担となり、滞納や無保険者が増加しているのが現状であります。

さらに、厚労省の09年度国民生活基礎調査について、5月21日付の茨城新聞の報道がありました。2008年の世帯所得は過去20年で最低となり、1988年と同じ547万5,000円となったと報じているのが実態です。また、生活について、苦しいと答えた人が過去最高の58.1%、所得が平均を下回った世帯は60.5%で、過去最高と報じています。所得別で見ると200万円から300万円が13.9%で一番多く、しかも100万円から200万円の収入しかない人さえ12.7%あり、貧困層が現在増加しているのではないのでしょうか。

景気の回復を図るには、不安定雇用者、派遣労働者等をなくし、国民の所得の回復こそが必要であると思われまます。

地方自治体は、市民の生活を守ることが大きな役割であります。以下、伺いますので、真摯な答弁を期待いたします。

まず、第1番に、農山間地域への支援策について伺いたいと思います。

口蹄疫問題については、先ほど大関議員からも質問がありました。ついに鹿児島県との県境にある都市でも発生して、宮崎県のすべての地域でこのような事態になっているのではないかと憂慮しております。茨城県はコイヘルペスウイルス、鳥インフルエンザ等で大きな被害を受けており、宮崎県の口蹄疫問題は人ごととは思えません。市内でも73戸の家畜農家があり、その対策が重要です。

5月21日の全協で市長から報告があり、また6月1日の議会初日にも報告書が出されました。私は、県、市、農獣医師等との連携を密にして、今後の発生に対する先手を打てる

ような対策というのを市としても十分とるよう要請したい、そのように思います。

次に、2番目に、米価の戸別所得補償について伺います。

民主党中心の政権が農政の目玉とした戸別所得補償は、わかりにくく多くの問題がある中で、手続が既に始まっております。

まず、第1番に、6月30日が申請の締め切りとなっておりますけれども、このような対象戸数と現在の申請数、二つ目に、申請手続上の条件というのはどのようなものがあるのか。三つ目に、米価のほかに、いわゆる二毛作等水田への転換作物への補償があると言われていますが、その額はどうなっているのか。4番目、これが問題だと私は思いますが、60キログラムで1万3,703円という安い価格で基本的には米価の補償ということになっております。茨城県、また笠間市の米価というのは幾らくらいなのか。そういうふうな調査を市としても行ったのか。県はどういうふうに行っているのかという点を伺っておきます。

三つ目に、土地改良の問題です。農業農村基盤整備ですね。今回の民主党の予算等を見ると、国の予算が前年比で実に60%減額して2,129億円という額になります。笠間市でも、現在、何カ所か事業が継続していると思いますが、それらの点についてどういうふうな影響があるのか伺っておきたい。

一つ、今後の土地改良事業の計画に影響があるのか。また、土地改良によってつくられた施設、農業用水路、取水施設、ポンプ場等の管理、維持に関係してくるのではないかと。また、市の土地改良の数と何年から始まったか。さらに、市の管理している施設もあるのかどうか、あわせて伺っておきたいと思えます。

4番目に、笠間市は、周囲を山々に囲まれている地域です。山の管理が放棄されているところが多く、荒れているのが現状であり、私も、今まで何回かこの問題を取り上げました。市内の河川の川底が上がってしまう原因にもなっているのが、その一つではないでしょうか。

森林湖沼環境税によって間伐を行い、森林の整備しているというふうにも言われておりますけれども、市民には全くといっていいほど知られておりません。1人1,000円という納税をしてこの森林湖沼環境税はできているわけですが、山を持っている人も持っていない人も、それがどのように使われているのかというのが知られてない現状があります。

平成20年から24年という5年の時限立法で、県のあれであります。これで目的を達成できるというふうには私は全然思いません。したがって、これからの市独自の山間地の計画というのは必要だろうと思えます。長期的な展望というのを市として持っているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

二つ目に、笠間市の市債残高、償還予定と地方交付税について私は聞きたいと思えます。

市の歳入に占める地方交付税と市債は大きな割合になっております。まず、地方交付税は、合併後5年経過後の6年目から10年以内に減額されて本来額になるというふうにはされておりますが、具体的にその額は明らかになっているのでしょうか。合併時における笠間市

の決算、これを見ますと、その右上の方に、市町村類型と地方交付税種地というこういう記号が載っているわけですがけれども、市町村が合併して大きくなれば、これによって基本的な地方交付税の掛ける係数が違ってくるといふうに聞いております。そのようなことから見て、具体的にどういふうになっているかということをお聞きしたい。

次に、市債は年々増加しております。平成22年末には541億円になり、その償還が今後とも増加すると思われま。償還は今の現状でいったら何年ぐらいかかるのか、ちょっと予想もできませんけれども、そういう予想というのはされているのかどうか。

例えば市債は、借り入れと償還を繰り返して、今年度に実質的に使用できる額は、一般会計で27億円借りながら4,397万7,000円しかないというのが現状ですね、実際使える金は。

さて、そこで市債のあり方です。市債が増加してきた原因というのはどこにあるのか。私は市長はどう思っているのかということをお聞きしておいて、市債の償還というのは長年にわたると思われまが、何年になり、その利率はどうなっているのか。合併特例債は平成22年で57億3,500万円というふうになっておりますが、今後の予定と今までの事業例の実施額について、また返還は何年から始まるのかということをお聞きしておきます。

三つ目に、市職員の臨時雇用の問題です。

市職員に、近年臨時雇用が増加しております。しかし、日常的、継続的な業務への臨時雇用は、その場限りで、住民への適切な対応ができる職員を育てることはできないと思われま。行政は、目先の効率よりも、適切な住民対応が求められま。市みずからワーキングプアを生み出すのではなく、安心して職務に従事できる環境を率先してつくり出していくことが、市民へのサービスの充実や市政への成果につながっていくのではないかとと思われま。

予算を見ると、臨時職員の賃金のほかに、業務委託やIT関連への支出が多く見られる。それで、次の点についてお聞きしておきます。

現在の職員数と臨時職員数について、臨時職員の雇用形態は派遣なのか、市の雇用なのか。また、その臨時員数について。三つ目に、日常的、長期的勤務の臨時職員の数、また今後も引き続き臨時職員として雇用していくのか。とりあえず、その3点をお聞きしたいと思われま。

4番目に、旧笠間地区の市街地の排水路計画についてです。

昨年9月議会で、昨年8月の豪雨対策としての排水路計画を質問いたしました。主に蒲生用水と佐白山方面からの潤沼川への排水路を含めた全体的な計画についてどうなっているのかということでありました。また、排水等の被害が発生している地域の既存排水路の流下の検証を行い、早急に改修計画を立てるといふうな答弁がそのときにありましたけれども、その進捗状況はどうなっているのかという点をお聞きしておきます。

もう1点つけ加えさせていただくと、この蒲生用水という排水路は、水が現在流れてないんですね。いわゆる農業用水の部分と都市下水の部分で、笠間小学校のところで管理が

分かれているということでありましてけれども、水が滞留することによって蚊の発生が見られると。これから夏場に向かって、そういう対策を私は立てる必要があるのではないかと、いうことを伺い、要望しておきます。

以上で、第1回の質問を終わります。

議長（市村博之君） ここで暫時休憩いたします。

なお、2時0分に再開します。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

議長（市村博之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

場内が蒸しておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（貞）議員の質問にお答えいたします。

私の方からは、市債のあり方についての（2）の、市債が増加した原因はどこにあるのかという点について答弁をさせていただきたいと思っております。

普通建設事業債につきましては、残高が減少しております。増加しておりますのは、国の制度により地方交付税の不足分を補うための臨時財政対策債の借り入れと、新市としての一体化の醸成のための道路網の整備や小中学校の耐震改修事業の推進など、新笠間市としてのインフラを整備するための合併特例債活用事業の実施によるものと考えております。その他のことについては、担当部長より答弁をさせます。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

4点ほど質問いただいております。

まず、一つ目の口蹄疫の予防対策でございますけれども、先ほど大関議員にもお答えいたしましたとおり、口蹄疫の発生を防ぐためには、各農場の飼養管理、衛生管理を徹底してウイルスの侵入を防ぐ消毒を行うことが最も効果的だと考えております。

そこで、笠間市においては、5月25日に市内に農場があるすべての牛、豚の飼養農家73戸を戸別に巡回し、消毒液及び口蹄疫発生予防啓発資料の配布を行いました。また、その際、飼養状況の聞き取りを行ったところ、特に異常はないということを確認しております。今後は、飼養管理、衛生管理の徹底をお願いするなど、引き続き予防啓発に努めてまいります。

また、畜産農家の不安を払拭するため、的確な情報を早急に提供できるネットワークの整備など、指導機関である茨城県や指定獣医師、水郷南農業共済組合、家畜診療所との連

携を綿密にして対応してまいります。

次の戸別所得補償制度についてでございますが、戸別所得補償モデル対策は、今までの転作に対する行政措置である水田利活用自給力向上事業と、今年度より新たに政策として実施されております米戸別所得補償モデル事業の2本立てとなっております、申請期間が4月から6月末となっております。

ご質問の対象戸数と現在の申請数でございますが、市内の対象者数は4,874名、国の茨城県農政事務所に直接申し込む方もおりますが、市の水田農業推進協議会へ申し込まれた方が5月28日現在で2,338名となっております。

次のご質問の申請手続上の条件でございますが、米の生産数量目標の配分を受け、10アール以上の水田作付がある農家で、米の販売権を有し、転作の達成と水田共済の加入が条件となっております。ただし、飯米として10アール分は交付対象から除かれます。

次に、二毛作等の作物への補償についてですが、主食米生産の裏作として麦や菜種などの戦略作物を二毛作として生産した場合、10アール当たり1万5,000円が加算されますが、市内でこの組み合わせはほとんどございません。

次の米価の60キロ1万3,703円は、米戸別所得補償モデル事業の算出基礎となった標準的な生産に要する費用であり、平成16年4月の食糧法改正により定められた米価というものはなくなり、市場原理に基づくものとなりました。このため、市や県の米価のデータはありませんが、平成21年度のJA茨城中央の買入れ価格はコシヒカリの一等JA米で60キロ1万2,300円となっております。

次の土地改良事業についてのご質問でございますが、現在施行している土地改良事業につきましては、畑地帯総合整備事業小原地区、経営体育成基盤整備事業箱田中央滝川地区の3地区と、霞ヶ浦用水かんがい排水事業を県営事業により実施しております。

ご質問の土地改良事業の計画に影響があるかについては、国の農業農村整備費の予算減額により、実施地区の事業期間の延長や、本年度採択要望地区であります友部小原地区、平成23年度採択希望地区であります笠間地区の大古山につきましても、今後の予算づけによっては事業採択が懸念されているところでございます。

このようなことから、市では、県に対して、関係土地改良区とともに予算確保及び早期採択を要望しておりますが、今後、国に対しましても要望してまいります。

次に、土地改良によりつくられた施設の管理、維持でございますが、小規模な改修工事につきましては、各土地改良区の受益者負担で行っております。国保補助に伴う土地改良施設の維持管理関係予算はおおむね確保されているとのことでございます。

次に、土地改良区の数と何年に開始したかというご質問ですが、笠間市の土地改良区は現在7土地改良区でございます。開始年度につきましては、昭和41年からほ場整備事業が進められており、これらの各土地改良事業は、主に県営ほ場整備事業により実施しております。現在、市が管理している土地改良施設はございません。

次の森林整備についてのご質問ですが、現在、森林湖沼環境税を導入し、平成20年度から平成24年までの5カ年間で緊急に間伐を要する森林424ヘクタールを、森林機能緊急回復整備事業により間伐と作業路の開設を進めているところでございます。

実施状況につきましては、平成21年度まで2カ年で約125ヘクタールの間伐が完了し、全体の約3割の進捗状況となっております。

ご質問の森林湖沼環境税の認知度につきましては、茨城県が行った認知状況調査の結果、約3割となっております。県では、認知度向上に向けた取り組みを本年度実施する予定となっております。市におきましても、事業実施箇所へのPR看板等を設置し、事業の啓発に努めてまいります。

次に、平成20年から24年の5カ年の時限立法で目的を達成できるとは思えないということについてですが、森林機能緊急回復整備事業は、上位計画である茨城県間伐等森林整備推進計画に基づき、笠間市森林機能緊急回復整備事業計画を策定いたしまして、10年間で424ヘクタールの緊急間伐を計画しております。この事業の前期分5カ年は、森林湖沼環境税を充当しており、後期5カ年についても事業や補助制度の継続を強く要望し、緊急間伐事業の推進に努めてまいります。

次に、市独自の計画と長期の展望についてですが、民有林整備については、本来森林所有者がみずから行うこととなっておりますが、近年の木材価格の低迷や森林所有者の高齢化による労働力不足などにより、森林整備への関心は低下しております。

このような状況を改善するため、国においては、今後10年間を目途に、森林林業再生プランを作成しております。市におきましても、笠間市森林機能緊急回復整備事業計画に基づきまして、国、県の施策等あるいは補助事業を活用し、森林所有者とともに森林の保全に努めてまいります。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 8番鈴木（貞）議員さんの二つ目のご質問、笠間市の市債残高償還予定と地方交付税についてということのご質問にお答えをしております。

まず、1点目の地方交付税でございますが、合併した市町村の交付税算定方法としまして、合併算定がえという制度がございます。合併後10年間は、合併がなかったものとして旧市町ごとに算定したものと、合併したものを全部合算した額と、合併した市一本で算定した額とを比べて、どちらが多い額をもって市の普通交付税の交付基準額とすることになってございまして、通常は合併算定がえによる額の方が多くなります。

平成21年度ベースで見ますと、合併算定がえと一本算定による額の差は、約12億5,000万円となっております。議員さんご指摘のように、あと5年後の合併後11年度から15年度の5カ年については、激変緩和措置によりましてその額を縮減させていくことと

されておりますけれども、交付税算定上の基礎数値の変動もございますので、具体的な額は、現時点では明らかにできません。

次に、市債についてでございますけれども、私ども地方公共団体では、公共施設等のインフラ整備に当たっては、国庫補助金や一般財源などの単年度の収入では賄い切れないということのために借り入れを行っております。この借り入れは、財政上の収入と支出の年度間の調整とともに、住民負担の世代間の公平を確保するという調整機能を持つものでございます。借入金とその償還額は、同一視して論ずべきものではなくて、仮にインフラ整備が終了したとしましても、償還額たる公債費は残ることとなるものでございます。

また、市債の償還は今後何年かかるのかというご質問でございますが、現在借り入れをしているものの償還については2039年度に、これは下水道特会で借り入れております下水道債でございますが、完了いたします。しかし、今後とも社会資本等の整備のためには起債は必要なものでございまして、起債をしていく限り、起債の償還は今後とも続くものでございます。

しかしながら、市債に安易に頼るということは将来の負担増につながるということでございますので、後年度元利償還金に対する普通交付税措置算入率の高いものなどを厳選するなどして、より有効な活用を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、市債のあり方でございますが、市債の償還予定でございます。現在借り入れられているものの中で償還期限が最長のものは、下水道事業債の30年でございまして、利率については、現在、政府資金で2.0%となっております。

それから、合併特例債の今後の予定と今までの事業例ということですが、今までの主なものとしましては、大淵飯田線で2億9090万円、友部2級10号線で4億2,430万円、岩間中学校整備事業で7億9,380万円などの借り入れをしてきてございます。また、今後の予定としましては、来栖本戸線や南友部平町線等の主な幹線道路の整備、あるいは岩間駅周辺整備事業、学校の耐震補強事業等での活用を予定してございます。

笠間市においては、約321億円の合併特例債の借り入れが可能とされておりますけれども、真に必要な事業を厳選して活用していきたいと思っております。

なお、合併特例債の償還につきましては、据え置き期間なしで借り入れをしてございますので、平成18年度に借り入れをしたものは、翌平成19年より元金の償還が始まっているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

〔市長公室長 小松崎 登君登壇〕

市長公室長（小松崎 登君） 鈴木（貞）議員のご質問にお答えを申し上げたいと思っております。

市職員におきます臨時雇用の増加に関するご質問でございますけれども、昨今の市行政

に対します市民のニーズの多様化に伴いまして、多種多様な勤務形態を有する臨時非常勤職員の運用がますます重要度を増してきているわけでございます。

また、全庁的な事務事業の見直しや、それから事務処理の効率化が求められる中で、資格を必要とする職種など、より専門的な業務への臨時非常勤職員の活用は、今後の行財政改革を進める上で大変有効な手段であり、なおかつ行政サービスの向上にもつながると認識をいたしているところでございます。

議員一つ目のご質問の、現在の職員数と臨時職員数についてでございますけれども、当市の正職員の数につきましては、6月1日現在で、特別職を除きまして760人となっております。また、臨時非常勤職員につきましては308人となっており、そのうち緊急雇用による職員が17名ほどでございます。

それから、二つ目のご質問の臨時職員の雇用形態でございますけれども、臨時非常勤職員の雇用形態につきましては、派遣ということではなく、当市の職員として任用しております。人数につきましては、先ほど申し上げましたように308人ということでございます。

3番目の質問としまして、日常的長期間勤務の臨時職員の数、それから今後の雇用についてでございますけれども、任用期間6カ月以上の一般非常勤職員の数は、6月1日現在で273人でございます。これらにつきましては、従来の臨時嘱託職員制度に加えまして、より安定した雇用形態を確保するため、平成21年度におきまして、一般職非常勤職員制度を整備いたしまして、今年度より運用をしているところでございます。任用期間は1年以内ということになっておりますけれども、条件によりまして年度ごとに雇用の更新も可能な制度でございます。

このため、業務によりましては、非常勤職員の活用が必要かつ効率的である場合におきましては、引き続き一般職非常勤職員ということ任用してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 8番鈴木（貞）議員のご質問にお答えいたします。

初めに、蒲生用水と佐白山方面から酒沼川への排水路を含めた全体の計画及び地域の既存排水路の流下能力の検証と改修計画についての進捗状況についてでございますが、昨年8月7日の集中豪雨以降、地元区長さんを初め、地域住民の皆様から浸水等の被害解消に向けた数多くの要望、意見をいただいたところでございます。

また、緊急対策として、酒沼川から蒲生用水への流入口である大淵水門の改修工事を昨年11月に着工して、ことしの3月に完了いたしました。この水門の開閉については、地元消防団にお願いしておりますので、今後大雨などの際には市街地への流入が制御されるものと考えております。

そのほか、荒町地内の浸水要因と考えられる県道笠間停車場線横断部分のボトルネック解消のための雨水を分流させる排水路新設や、喜楽町地内の排水路の改修を行いました。

さらに、今年度の事業で、蒲生用水、都市下水路を含む市街地内の既設排水路の流下能力の検証と改修計画の策定を目的に、雨水排水計画策定業務委託を今月発注したところでございます。今後、調査測量作業に着手して、12月に完了する予定でございませう。この雨水排水計画の成果をもとに、全体整備計画を策定し、計画的に排水施設の整備を行ってまいりたいと考えております。

また、蚊が発生した場合の対策でございませうが、これまで排水路等で蚊が発生するなどの苦情に対しては、現地調査を行い、必要に応じて殺虫剤の散布や薬剤を提供するなどの対策をとっております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 再度の質問を行いたいと思ひます。

市長からも簡単に答弁されたわけですけれども、疑問があるところもあります、一応順序に従ってちょっと急いで行いたいと思ひます。

いずれにしても、口蹄疫は水際でとめられるように、さっき言われたようなことを徹底していただくということを要請したいと思ひます。

農家の戸別補償の問題ですね。今の回答の中で、一つは二毛作、1万5,000円という補償があると今言われたわけですけれども、私の手元にある資料、これは「現代農業」の論説委員が書いたのを見ますと、水田利活用自給力向上事業ということで、水田で麦・大豆、米粉用米、飼料用米などを生産した場合、その農家に対する10アール当たりの補償というのが、例えば麦・大豆で3万5,000円とここに書かれているんですよ。大豆だとか米粉用米、飼料用米は10アール当たりで8万円だと。こういう実態は、先ほどの1万5,000円とは大分違うわけですけれども、これは米の生産調整に参加しない農家が対象になるというふうに、こういう「現代農業」という雑誌の論説委員が書いているわけですから、適當なことを書いたとは思えないので、こういう実態をどういふふうに見るのか。そしてまた、こういうふうな対象農家というのは笠間市でもあるのかということ、もし手元に資料等ないならば、調べて回答を、後でもいいからいただきたいと思ひますよ。

それと、問題は、米価の問題ですね。今、1万3,703円というのを21年度云々と言われましたけれども、今度の米価の戸別補償の問題の一つには、市場価格を3年ずつ調べて云々ということで、本当の生産価格に見合ったものとして考えられているのかと疑問に思ひますね。それで私は、先ほど言ったように、県だとか笠間市も、自分たちの住んでいる土地でどのくらい、いわゆる標準的生産にかかる費用があるかということ、調べたらどうですかということ、提案したいと思ひますね。例えば生産費の問題、標準的生産に要する費用ということで、今の政府は1万3,703円と決めたわけですね。農水

省の調査自体は、全国平均で60キロ 1万6,500円としているんですね、農水省の試算というのは。

それと、私は、水田の持つ多面的な機能とかいろいろなことを考えると、日本共産党は1万8,000円というのが必要だと言っているわけですがけれども、笠間市として、笠間市の農業の中で水田というのは重要なものでありますから、やはり独自の調査をして、1万3,703円云々というのが本当に見合っているのかどうかということを調べる必要があると思うんですね。これは低いということである今問題になっているところです。それを国、県なりに要望して、生産できる標準的な費用というのを算出する根拠というのを、私はぜひとも国なりに要望していただきたいと思います。その辺のことはどうでしょうか。今後ともやっていただきたい。

それと、土地改良の問題ですね。今も、片庭だとか大原とか、各地で事業が進んでいるわけですがけれども、その農家の人たちが心配しているのは、あと何年かかっちゃうんだろうと。もう既に2年、3年かかっているのに、これで停滞してあと3年も4年もかかるのならば、その間に農業の生産というか、田んぼは使えなくなっちゃうんじゃないかということは何人からも聞かされたんですね。それが、今度の民主党のいわゆる60%減額したということがまた次にも続くのか。さらに続いていくのかということになれば、これは大変なことになるんじゃないかと私は思うので、その辺のことの対策というか、見通しというのをどう見ているのか。これは重要だと思うんです。

それと、もう一つ、いろいろ聞くと、既に30年以上たっているわけですね、早いところは、昭和54年ぐらいから始まった土地改良区もあって、完了してから30年、40年近い日時がたって、ポンプだとか給排水の管が詰まっていると、それをかえるためには100万円単位からの費用がかかるということで、頭を抱えている改良区もあると聞いているわけですがけれども、改良区の維持費は、4分の3は改良区や農民が持つわけですね。4分の1というのは国なり県なりが補助金で出すということになっているわけですがけれども、こういうふうには減額されていくと、その維持するための費用さえも出なくなるということを経験しているんですよ。そうすると、この重要な農業生産というのが打ち切られる。今も打ち切られているところがありますけれども、さらに打ち切られていった場合、いわゆる水害の対策やその他も含めて大変な問題になるので、それに対する市の方針というか、また県に対する要望等を、行政としても私はやる必要があるんじゃないかと。考えがあるなら、ひとつ述べていただきたいと思います。

それと、笠間市の市債残高ですね。私がいつも心配しているのは、合併の目的の一つには、地方交付税を減額するというので、この決算カードというのがありますけれども、ここに書かれている右上のこの地方交付税趣旨、いわゆる基礎的根拠になる数値というののランクが上がるといふか、それによって掛ける係数が違ってきて、全体的にはこういうふうになると。先ほど埴部長も言われましたけれども、合併する前の3市町村の額とそ

うやって算定されたときの額との多い方が云々ということを言われましたね。それが10年間だということであるわけですがけれども、その額というのは今の場合だと幾らぐらいになるのかということを見据えて考え、いわゆる激変緩和措置としてあと5年間、10年までであるとしても、その後は確実に減っていくんですね。そのときの対策というのを考えておかないと、今より大変になるんじゃないかと。

市長は、先ほどの答弁の中で、普通建設債は減少していて、合併特例債がふえたと。これはわかりやすい市の予算というところに、今、540何億円という市債が全体的にあるわけです。その中に臨時財政特例債、償還時に元金、利息の全額が地方交付税で措置されると、それが100億円ぐらいあるんですよ。108億2,200万円、2割からそういう額がある。合併特例債、償還時に元金、利息の70%が地方交付税措置されるというふうになっているわけですがけれども、地方交付税でこの償還に当たる額はこれだけだというふうにはっきり示されて交付されてくるのか。

例えば臨時財政云々というこれについては既にいろいろ行われているし、いわゆる合併特例債も、18年にやったのは19年から償還が始まっているというふうにされているわけですから、そうすると、地方交付税に本当に上積みされてこれがそういう額だというふうに来るのか。地方交付税とがちゃがちゃ一緒にされて、はい、来ましたと、この中に償還額が入っていますよと。幾ら入っているのかわからない。地方交付税も幾らか入らないというような実態が起きてくるんじゃないかということで、私はこの問題を、やはりその辺のことをよく見ないと、これからの市の財政計画の中で大変な事態になる。いずれにしても市が返さなきゃならないわけですね。国が補てんしますと言うけれども、市が一回返す。それがこう上乗せしてくるけど、その額がわからないし、来たからといって地方交付税で使ってしまうと、その中に償還額がありましたと言われたら、負債になっていってしまう。その辺の見きわめというのはちゃんとできるのかどうか。私は、これずっと見ていて、摩訶不思議、いろいろ問題ありますけれども、思ったんですよ。

今回、この問題を聞いたのは、そういうふうな財政的な今後の問題というのをどういうふうにして市として計画を立てていくかということが重大な問題だろうと。もしそういうことを無視してやっていくなれば、ますます泥沼に陥って、膨大な借金を抱えながら、にっちもさっちもいなくなるということが数年後には起こるんじゃないかということで、私はお聞きしたんです。その辺の合併の、こういう政府の保証する元金云々の全額だとか70%の保証というのは、地方交付税との関係でどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

市の職員の臨時職員の問題ですね。いろいろなニーズがあって云々だと言われれば、ちょっと格好よく聞こえますけれども、私は、市の職員の問題というのは、一般市民からしたら、臨時職員なのか正職員なのかということは市民はわからないんですよ。私が市内を歩いているいろいろな話をしていたときに、そこにいる人は市の行政について詳しい市の職員

であって、臨時職員であるのかどうかというのは普通の人にはわからない。行って尋ねたら、その人はわからないから呼んできますと呼んできた。それで、その人もわからなくて、ほかの人を呼んできた。そうしたら、7人まで来たというんですよ。課長さんまで来たかどうかわかりませんが、それで結局は問題がわからない。解決しなかったから頭へきて帰ってきちゃったと簡単に言われて、それは詳しい内容聞きましたけれども、それはここでとりあえず言いませんが、そういう事態というのが臨時職員を多用した場合起こるんじゃないかと。

私は、行政というのは、臨時職員で対応できないような複雑な行政の事務内容、条例とか法令とかいろいろなものが重なり合って、殊に福祉だとか医療関係とか、いろいろな面で複雑になっているんですね。年金も含めてそうですけれども、なかなか理解し切れない。そういうときに、臨時職員を、特別に何か機器を操作するという特別の職員というんじゃなくて、一般の事務、そういうふうなことも対応するような人たちの中に、やはり私は正規の職員として、ちゃんと研修を受けながら市の全体的な行政に精通できる職員を窓口には置かないと、市民にとってはえらい迷惑ということになりかねない。

簡単に、臨時職員が今約3割いるわけですけども、私はそれはいろいろ問題だと思うんですよ。それで、問題の一つというのは、私が一番危惧するのは、冒頭私が申しましたけれども、今、年収100万円とか200万円、200万円とか300万円という人が、3割も4割も今日本の中にいるという現状、そういう低所得者の人たちがいる。臨時職員の人たちというのは、必ずしも賃金は高くないと思うんですよ。いわゆる官製ワーキングプアというふうなことを言われますけれども、そういう人たちを市としてつくっていいのかどうかということが、私は疑問に思うわけです。

それで、同じ職場の中に、さっきも言いました。正職員と臨時職員がいるという状況は市民にはわからない。すべてが市の職員ですね。それで市民の対応に問題が出る。また、身分とか賃金の違いがあって、同じ職場の中が本当にスムーズにいくのだろうか。それで、そういう臨時職員の人たちというのは、社会保障関係というのはどうなっているのか。健康保険だとか年金とかいろいろな社会保障制度があるわけですけども、そうした人たちは、正職員から枠の外にいてそういう恩恵には属さないのかどうか。これは大問題じゃないかと思うんですね。いわゆる安い所得のために、みんな国保へ流れていくような状況の中では、国保はいろいろ大変になるわけですから、私はそういう点が臨時職員を多用した問題としては起こり得ると思うんですね。

それと、市の各種の計画、多くはコンサルタントに頼んで書かれているんじゃないかと思う面があるわけですけども、外部発注して。いろいろな審議会等があります。議員が参加している審議会等もあるわけですけども、市の職員が中心になってやっていくということでは、臨時職員制度というのはなじまないんじゃないか。市職員が苦労して市の基本的な計画等を練り上げて、それを自分たちで実行するためには、やはり正規の職員が中

心になってやるということが中心だと思うので、私はその辺についても、例えば社会保障関係の問題とか全然別個なのかどうかということを知りたいと思います。

それと、蒲生用水のことばかり取り上げて、ほかの地区にこういう問題ないかという、そうではないと思いますけれども、特徴的なことで、都市計画の問題等も含めて問題がこういうふうに起きていると思うんですね。昨年8月の水害で、ああいう特徴的な事件というか、被害があったわけですが、これは今月発注したということですが、1年もかかったわけですね。

こういうのは、どういうふうな業者、測量会社とかいろいろなところがやると思うんですが、今まで市の中に市街地の排水路計画の図面というのはあると思うんですが、とりあえず、それを、今この場でとは言いませんけれども、ぜひ私は示してほしいと思います。もしそういうふうなものがあるなら、地元の人たちに示して、これをこういうふうに変更していくというふうなことを力を入れて説明してほしい。

大町通りとか新町なんか歩いているいろいろ話を聞くと、市は何もやってくれないというのをほとんどの人が言っているんですよ。市は、こういう計画をここでは立てては立っていますけれども、この計画というのが全然知らない、一般の市民は、蚊の発生の問題もあります。いろいろな問題もその中で出てきたわけですが、その辺も含めて市民に知らせていく、早くそういう計画立てると。今あるならば、そういうのを示していただきたい。その辺について二度目の質問とします。

議長（市村博之君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） まず第1点、再質問いただきました戸別所得補償の中で、先ほどご説明しました1万5,000円でございますけれども、二毛作としまして、主食用米と戦略作物、麦を作付した場合の助成ということで1万5,000円でございます。議員ご指摘の水田利活用自給力向上事業におきましては、転作として麦を戦略作物、主食用米とあわせたものではなくて、麦を作付したものについては3万7,000円でございます。

次の米価の話ということでございますが、この制度につきましては、国におきましては全国一律単価をとということで設定してございます。この1万3,707円については、再生産費用ということで、標準的な生産に要する費用ということで言われております。これらにつきましては、平成14年から20年の米の生産費統計による経営費と家族労働費用8割を、1年間のアベレージをとって5年間の平均ということで定められているものでございます。そういう市としてのデータは今現在ございません。

それから、土地改良関係でございますが、先ほど答弁したとおり、非常に国の予算の動向によっては、事業採択、あるいは事業進捗がおくれるということが懸念されます。したがって、先ほど答弁したとおり、国、あるいは県に対しまして、地元ともどもその事業の早期完成を目指して要望、あるいは陳情して、予算の獲得に向けて頑張りたいと思っております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 総務部長塙 栄君。

総務部長（塙 栄君） 地方債償還に係る地方交付税の措置という部分でのご質問でございます。本当に地方交付税で後年度措置されるのかと。例えば合併特例債については、償還元利の70%を措置するというような言い方を国はしてございますけれども、これは今の制度でいく限りにおいては、間違いなく措置されるものと考えているところでございます。

先ほど議員さんは、22年度の「わかりやすいかさまの予算」をもとにご質問されているようにお見受けいたしましたけれども、ただいま21年度の決算中でございまして、一般会計でこれを見ますと、21年度末における一般会計の市債残高は約262億円という形になるものでございます。そのうちの合併特例債の残高は約45億円、先ほど申しましたように7割が交付税措置されるということなので、措置額は約31億円ちょっとでございます。それから、臨時財政対策債についての残高は約80億5,000万円ということで、これは今年度全額交付税措置されるということでございますので、これら合併特例債と臨時財政対策債の交付税措置という部分を考えますと、実際、一般会計の市債残高262億円のうち、実質的に償還しなければならないのは112億円程度になるということで、ちなみに合併前の3市町の起債償還額の累計、起債残高の累計ですが、これが約230億円ございましたので、かなり実質的な起債償還残高は減っているという部分でございます。

それから、先ほど合併算定がえと一本算定による額の差は約12億5,000万円でございますという話をしました。これが合併後11年度からの5カ年については激変緩和がございます。例えばこのうちの11年目にあっては10%減、次の年は20%減という部分での激変緩和措置がございます。ですから、おおむねこの12億5,000万円という数字をもとに推測は可能かなと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 市長公室長小松崎 登君。

市長公室長（小松崎 登君） それでは、私の方から、鈴木（貞）議員から四つほどのご質問をいただいたわけでございますけれども、その中からわかりやすいのから先にお答えを申し上げたいと思います。

各種計画につきまして、コンサル業務に委託しているが、臨時非常勤職員も担当してやっているのではないかというご質問でございますけれども、こういった各種計画につきましては、笠間市総合計画に基づきまして、コンサルの技術力を得ながら市の職員が担当しているということでございます。

そのほかに、職員の研修、窓口業務でいろいろトラブルがあったというような例を挙げられましての職員の研修、非常勤職員の研修はどうかというご質問でございます。これらにつきましては、笠間市におきましては、秘書課の研修担当の方で研修をやっており

まして、平成21年度におきましては窓口の接遇研修、こういったものも臨時職員も含めまして研修をしているところでございます。

それから、社会保険等の保障がどうなのかということでございます。平成21年度までは、先ほど申しましたように嘱託職員制度によってやっておりましたけれども、今年度から一般職非常勤職員制度ということで運用しているわけでございます。これに伴いまして、従来と比較いたしますと、休暇制度の充実を図っている、それから任用に際しましては更新回数制限をなくしているということでございまして、勤務成績が良好な条件によっては1年ごとの更新、さらには長期の任用ということも可能だということになっているわけでございます。

また、福利厚生関係に関しましてでございますけれども、従来と比較いたしますと、一定条件を満たした場合には雇用保険及び社会保険に加入をしております。雇用保険、いわゆる失業保険、それから社会保険、いわゆる健康保険、それから厚生年金保険、こういったものについての加入もするということで、医療面の保障もつなぐと、そういうふうになっているわけでございます。

最後に、非常勤職員の採用の考え方でございますけれども、この非常勤職員につきましては、定例定型的な事務、それから裁量判断、政策判断の伴わない事務で常勤的な業務、それから専門的な資格を必要といたしまして、かつ勤務形態が短時間にあるなど、人事管理上から正職員としての採用が困難である業務、こういった業務について非常勤職員ということで採用をいたしているところでございます。

また、行政改革を進める中では、現在、保育所、幼稚園に関しましては、幼稚園、保育園の一元化、それから経営形態の見直しなどについても検討しているということでございますので、そういったところの職員につきましては、採用を控えているような状況でございます。

ちなみに、非常勤職員の主なものといたしましては、放課後児童クラブ、それからただいま申し上げました保育所、幼稚園、それからケアマネジャー、それから学校給食センター等の職員が主なもので、大体それは240名程度の職員になっているような状況でございます。

笠間市におきましては、一般非常勤職員制度を導入したことによりまして、被雇用者の選択の幅が広がってきたのかなと感じているところでございます。また、業務の委託、IT化につきましても、適正な範囲で行われている限り、行政の質の確保という要請を阻害するものではなく、また、雇用を含めまして、民間における経済効果を高める側面もあると考えているわけでございます。

そういう意味で申しますと、臨時的雇用や業務委託、IT化の推進が、直ちに官製ワーキングプアを生み出すというふうには考えてはいないところでございます。労働環境をめぐる県の議論、それからそういった動向、諸般の状況を踏まえまして、改善すべきものが

あればその時点で改善をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市の行政運営につきましては、官がどういう役割を担うべきかということを十分に踏まえまして、行政改革に努めまして、財源の必要な分野にシフトしていくという、集中して選択の姿勢が重要かと考えているところでございます。

そういう中で、今後とも、必要な行政サービスの質を確保しつつ、新たな行政需要に対応していくためには、臨時的雇用を活用したり、さらには業務委託、そしてIT化を進めていくということも必要だと認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

議長（市村博之君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 鈴木（貞）議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、1年もかかり過ぎて長いのではないかとというようなご質問がありました。昨年12月に鈴木（貞）議員からの一般質問でお答えをいたしているわけですが、平成22年度の予算を計上いたしまして、排水計画について検証していくということでご答弁をしております。

それから、排水計画は策定してはいないのかというご質問でございますが、浸水対策にかかわる排水路の改修計画につきましては、今回が初めてでございます。今回、排水計画を発注いたしましたので、今後この内容等につきましては、関係地区の皆様にも週報等で説明をしてまいりたいと考えております。また、成果が上がり次第、地域の皆様にご説明をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君。

8番（鈴木貞夫君） 今の回答いただいて、まだいろいろ聞きたいこともあるわけですが、時間がありませんから、いずれにしても、これから市のあり方として膨大な借金をいかに抱えずにやれるかと。そういうことと、私は、市の臨時職員の問題というのはもっと真剣に考えていかないと、官製ワーキングプアと言われるような事態にならないように、これからの職員の採用計画というのはしっかりやってもらわないとならない。

いずれにしても、市民としては、正職員なのか臨時なのか、こういう臨時ですとここに書いてあるわけじゃないわけですから、その辺のことを十分考慮していただきたいと。そういうことを一応お願いしまして、私の質問を終わります。

議長（市村博之君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（市村博之君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月14日に開きますのでご参集ください。
大変ご苦労さまでした。

午後2時51分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 市 村 博 之

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 畑 岡 進